

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年8月28日
【事業年度】	第26期（自平成26年6月1日至平成27年5月31日）
【会社名】	シンワアートオークション株式会社
【英訳名】	SHINWA ART AUCTION CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 倉田 陽一郎
【本店の所在の場所】	東京都中央区銀座七丁目4番12号
【電話番号】	03(5537)8024
【事務連絡者氏名】	経理部長 益戸 佳治
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区銀座七丁目4番12号
【電話番号】	03(5537)8024
【事務連絡者氏名】	経理部長 益戸 佳治
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第22期	第23期	第24期	第25期	第26期
決算年月	平成23年5月	平成24年5月	平成25年5月	平成26年5月	平成27年5月
売上高 (千円)	-	-	-	1,385,463	2,948,057
経常利益 (千円)	-	-	-	122,147	52,728
当期純利益 (千円)	-	-	-	108,577	16,368
包括利益 (千円)	-	-	-	101,826	11,743
純資産額 (千円)	-	-	-	1,644,727	1,640,827
総資産額 (千円)	-	-	-	2,860,111	3,360,762
1株当たり純資産額 (円)	-	-	-	288.65	285.56
1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	20.39	2.89
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	19.49	2.51
自己資本比率 (%)	-	-	-	57.08	48.50
自己資本利益率 (%)	-	-	-	7.45	1.00
株価収益率 (倍)	-	-	-	15.89	127.34
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	657,986	490,750
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	317,440	425,927
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	1,224,550	24,764
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	-	-	-	928,261	971,531
従業員数 (人)	-	-	-	34	38
(外、平均臨時雇用者数)	(-)	(-)	(-)	(9)	(10)

(注) 1. 第25期連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第22期	第23期	第24期	第25期	第26期
決算年月	平成23年 5 月	平成24年 5 月	平成25年 5 月	平成26年 5 月	平成27年 5 月
売上高 (千円)	1,213,080	1,359,448	1,248,610	1,169,835	1,093,697
経常利益 (千円)	85,057	57,436	47,130	144,627	32,801
当期純利益又は当期純損失 () (千円)	131,208	76,905	35,281	125,004	9,281
持分法を適用した場合の投資利益又は投資損失 () (千円)	12,888	971	1,690	-	-
資本金 (千円)	781,317	785,155	792,971	920,203	926,742
発行済株式総数 (株)	58,079	58,429	59,069	6,516,100	6,562,900
純資産額 (千円)	1,332,785	1,395,252	1,288,738	1,657,204	1,632,279
総資産額 (千円)	1,895,693	1,704,605	1,725,370	2,637,865	2,932,705
1株当たり純資産額 (円)	24,198.15	25,126.54	253.87	291.83	284.23
1株当たり配当額 (円)	450	450	200	6	6
(うち1株当たり中間配当額) (円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 (円)	2,389.34	1,393.79	6.88	23.48	1.64
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	2,350.48	1,357.96	6.45	22.44	-
自己資本比率 (%)	70.2	81.6	74.3	62.6	55.3
自己資本利益率 (%)	10.39	5.65	2.64	8.53	0.57
株価収益率 (倍)	17.79	21.85	100.72	13.80	224.39
配当性向 (%)	18.8	32.3	29.1	25.6	365.9
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	406,446	980,342	190,472	-	-
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	88,439	100,380	24,609	-	-
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	84,000	456,411	145,300	-	-
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	213,872	632,832	661,316	-	-
従業員数 (人)	25	26	24	26	25
(外、平均臨時雇用者数)	(17)	(14)	(11)	(8)	(8)

(注) 1. 当社は第25期より連結財務諸表を作成しているため、第25期及び第26期の持分法を適用した場合の投資利益、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第26期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

4. 第25期において1株につき100株の株式分割を行いました。第24期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

2【沿革】

年月	事項
昭和62年8月	美術品の業者交換会 親和会 発足
平成元年6月	株式会社親和会設立（東京都中央区銀座七丁目3番13号）
平成2年3月	本社を東京都中央区銀座八丁目5番4号に移転
平成2年7月	古物商の許可を取得（東京都公安委員会許可 第301069001858号）
平成2年9月	第1回 シンワアートオークション 近代日本絵画オークション（現 近代美術オークション）を開催
平成3年6月	商号をシンワアートオークション株式会社に変更
平成12年6月	交換会事業からの撤退
平成12年7月	本社を東京都中央区銀座四丁目2番15号に移転
平成15年12月	本社を東京都中央区銀座七丁目4番12号に移転
平成17年4月	大阪証券取引所ヘラクレス（現東京証券取引所JASDAQ（スタンダード））に株式を上場
平成17年9月	大阪営業所（大阪市中央区）を開設
平成21年3月	大阪営業所（大阪市中央区）を閉鎖
平成25年4月	シンワメディカル株式会社（現シンワメディコ株式会社）設立、エーペック株式会社の株式取得
平成25年10月	Jオークション株式会社設立

3【事業の内容】

[概要]

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社（シンワアートオークション株式会社）、連結子会社3社及び持分法適用関連会社1社により構成されており、主にオークション関連事業、再生可能エネルギー関連事業及び医療機関向け支援事業を行っております。

当社グループの事業内容及び当社と関係会社の当該事業にかかる位置付けは次のとおりであります。

会社名	主な事業内容
シンワアートオークション株式会社（当社）	美術品を中心としたオークションの企画及び運営
Jオークション株式会社（連結子会社）	宝飾品を中心としたオークションの企画及び運営
エーバック株式会社（連結子会社）	再生可能エネルギー関連事業
シンワメディコ株式会社（連結子会社）	医療機関向け支援事業
ASIAN ART AUCTION ALLIANCE COMPANY LIMITED （持分法適用関連会社）	香港での美術品を中心としたオークションの企画及び運営、 美術品売買（主にコンテンポラリーアート）

(1) オークション関連事業

オークション関連事業は、大きくオークション事業とオークション関連その他事業に分けられます。

オークション事業は、取り扱い作品・価格帯により、近代美術オークション、近代陶芸オークション、近代美術Part オークションを定期的で開催しております。その他、ワイン及び西洋美術等のオークションも随時開催しております。また、ブランド雑貨、時計、宝飾品につきましては、平成25年10月22日付で子会社Jオークション株式会社を設立し、平成26年3月以降は当該子会社が開催するオークションで主に取り扱うこととしております。

オークション関連その他事業は、プライベートセールを中心に展開しております。プライベートセールは、オークション以外での相対取引の総称であり、プライベートセールでの販売も、オークション取引と同様に、販売価格をベースに販売委託者及び購入者から手数料を徴収する場合と、当社が作品を買取り、その在庫商品を購入希望者に販売する場合があります。その他、貴金属等買取サービスや時計・宝飾品やブランドバッグの小売販売等があります。

以上のことを一表にまとめて要約すると次のとおりとなります。

事業部門	業務内容
オークション事業	
近代美術オークション	・近代日本画、近代日本洋画、彫刻、外国絵画等のオークション ・落札予想価格（以下「エスティメイト」という）の下限金額が概ね20万円以上の作品
近代陶芸オークション	・近代陶芸（茶碗、壺、香炉等）のオークション（一部古美術を含む）
近代美術Part オークション	・著名作家の版画、日本画、洋画、陶芸等のオークション ・エスティメイトの下限金額が概ね2万円以上の作品
その他オークション	・ブランド雑貨、宝石、時計、ワイン、西洋美術等の上記以外のオークション
オークション関連その他事業	
プライベートセール	・オークション以外での相対取引
その他	・主として2万円未満の低価格作品に関し、美術業者間交換会にて販売を委託された取引 ・貴金属等買取サービス ・時計・宝飾品やブランドバッグの小売販売 他

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合 又は被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) エーペック株式会社	東京都中央区	90百万円	再生可能エネルギー関連 事業	100	役員の兼任 資金援助
(連結子会社) Jオークション株式 会社	東京都台東区	10百万円	宝飾品を中心としたオー クション関連事業	51	役員の兼任 営業上の取引 資金援助
(連結子会社) シンワメディコ株式 会社	東京都中央区	20百万円	医療機関向け支援事業	70 (20) (注)1	役員の兼任 資金援助
(関連会社) ASIAN ART AUCTION ALLIANCE COMPANY LIMITED	Hong Kong	HKD 8,055,001	オークション開催の企画 運営、美術品売買	21.1 (6.1) (注)1	役員の兼任 営業上の取引

(注)1. 議決権等の所有割合の()内は緊密な者の所有割合で外数であります。

- エーペック株式会社については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。ただし、セグメントの「再生可能エネルギー関連事業」の売上高に占める当該連結子会社の売上高(セグメント間の内部売上高又は振替高を含む)の割合が100分の90を超えるため、主要な損益情報等の記載を省略しております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成27年5月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
オークション関連事業	28(8)
再生可能エネルギー関連事業	10(1)
その他	0(1)
合計	38(10)

(注)従業員数は就業人員であり、出向者及び臨時雇用者は年間の平均人員を()外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成27年5月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(才)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
25(8)	41.9	9.5	6,191,629

(注)1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 提出会社の従業員数は、セグメント区分上「オークション関連事業」に含まれております。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

当連結会計年度におけるわが国の経済は、政府の金融政策、財政政策の効果もあり、株価や雇用環境の改善等一部に良好な指標が見られ、また消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動からの回復が遅れていた個人消費に關しましても、消費マインドに改善傾向が見られるようになり、これらを背景に全体としては緩やかな回復基調が続いております。

しかしながら、平成25年に「2年程度」という達成期間で導入されたインフレ目標政策は、アナウンスによる一定の効果がみられたものの、平成26年4月の消費税率引き上げによる予想外の景気の落ち込みや昨年後半から続く原油価格の落ち込みにより、当初の達成期間での実現は難しいとみられており、本格的なデフレ脱却へ移行するか否かの様子見状態になっております。また、海外では中東情勢やウクライナ情勢などの地政学リスクが高まっており、中国・新興国の景気減速懸念と相まって引き続き国内景気を押し下げるリスク要因となっております。

このような環境のもと、当社グループは、主力事業であるオークション関連事業において高額美術品を中心とした優良作品のオークションへの出品及び富裕層を中心とした美術品コレクターのオークションへの参加促進に努めるとともに、再生可能エネルギー関連事業及び医療機関向け支援事業においては、安定的な収益の早期確保に向けた体制の構築に努めました。

各事業の業績は次のとおりです。

オークション関連事業

オークション関連事業では、平成27年1月開催の近代美術オークションの実績が、取扱高、売上高ともに当初予算に対して大きく未達となった他、子会社も含めたオークション事業全体の売上構成では、売上高に占める手数料収入の割合が増加した半面、利益率の高い在庫商品の取り扱いが減少しました。

また、当社は、保守的な観点から、リスク管理の一環として在庫商品による将来の不確かな損失の発生に備えるために、商品を在庫として取得した後、一定期間を経過する毎に、予め定めた基準に従って商品原価を積み増しし、簿価の引き下げを定期的に行っております。当社は平成23年5月期より積極的に在庫商品の取得を行ってまいりましたが、その後の当社の収益に大きく貢献しており、これまで在庫商品の取り扱いにより多額の損失が発生したことはありません。この評価減は、あくまで当社の自主ルールに基づくものであり、実際の在庫商品の評価額は、引き下げられた簿価とは必ずしも一致するものではなく、また、この評価減により直ちに資本流出が発生するものではありません。当連結会計年度も内規に基づき、100,263千円の評価減の積み増しを実施することにより、結果的に利益を大きく圧迫することとなりました。

その結果、売上高は1,140,671千円（前年比4.5%減）、セグメント利益は5,878千円（前年比96.0%減）となりました。

種別の業績は次のとおりです。

	第26期							
	平成27年5月期							
	取扱高 (千円)	前年比 (%)	売上高 (千円)	前年比 (%)	オークション 開催数	オークション 出品数	オークション 落札数	落札率 (%)
近代美術オークション	2,577,550	49.8	480,454	12.0	6	853	721	84.5
近代陶芸オークション (注)1	270,100	10.7	66,127	22.2	4	969	912	94.1
近代美術Part オークション	240,477	25.2	61,942	27.5	6	1,807	1,674	92.6
その他オークション (注)2	870,419	47.3	199,795	40.1	12	3,726	2,480	66.6
オークション事業合計	3,958,546	0.5	808,319	10.4	28	7,355	5,787	78.7
プライベートセール	384,429	87.4	279,508	43.4				
その他	97,872	36.1	52,843	45.6				
オークション関連 その他事業合計	482,301	34.6	332,352	13.7				
オークション関連事業合計	4,440,848	3.3	1,140,671	4.5				

(注)1. 取扱高の前年比率と売上高の前年比率の乖離の大きな要因のひとつに、商品売上高の増減があります。商品売上高は、オークション落札価額に対する手数料収入、カタログ収入、年会費等と同様に当社の売上高を構成する要素であり、当社の在庫商品を販売した場合、その販売価格(オークションでの落札の場合には落札価額)を商品売上高として、売上高に計上することとしております。

2. その他オークションの開催については、出品の状況により随時開催しております。

）オークション事業

当連結会計年度は、合計28回のオークションを開催いたしました。

主力の近代美術オークション部門では、取扱高は前年比49.8%増の2,577,550千円、落札率も前年比3.7ポイント増の84.5%となりました。取扱高の大幅増加は、前年の開催回数が1回少なかったことが主な要因ですが、仮に平成26年4月に開催した岩下記念館コレクションの近代美術部門で取り扱った作品を含む前年数値と比較した場合でも、取扱高は前年比17.1%増、出品点数も前年比24.5%増の853点と、ともに大きく増加しております。

その他オークション部門では、Bags/Jewelry&Watchesオークション4回(内2回は香港でJewelry&Watchesオークションとして開催)、BAGSオークション1回、ワインオークション3回、西洋美術オークション2回を開催した他、特別オークションとして「棟方志功 漆黒の宇宙、紅色のいのち」、「中川一政コレクション」を開催し、特に「棟方志功 漆黒の宇宙、紅色のいのち」は、出品点数は22点と少ないながらも、平均落札単価は1,300万円を超え、部門の取扱高、売上高に大きく貢献いたしました。また、大小合わせて7回の特別オークションを開催した前年との比較では、取扱高及び売上高は共に減少しております。また、低価格品や子会社に移管した宝石部門の取扱高減少もあり、その結果オークション事業の取扱高は前年比0.5%増の3,958,546千円、売上高は前年比10.4%減の808,319千円となりました。

）オークション関連その他事業

プライベートセール部門では、前述のオークション事業の不足分及び在庫商品の評価減による積み増し分に充てる収益の捻出策として、積極的な取り扱いに努め、前年比では取扱高、売上高が大きく増加いたしましたが、不足した収益を補完するための大型案件2件は、残念ながら成約には至りませんでした。

その結果オークション関連その他事業の取扱高は前年比34.6%増の482,301千円、売上高は前年比13.7%増の332,352千円となりました。

再生可能エネルギー関連事業

50kW級の低圧型太陽光発電施設の販売に関しましては、平成26年12月にはグリーン投資減税の追い風を受けて順調な消化を見せ、平成27年3月末までの完工物件の予定数が当初より大幅に上回るものと見込んでいたところ、平成27年1月に、販売先も決定し、系統連系工事を待つのみだった計17基の完工物件の系統連系が、電力会社の都合により延期となりました。これにより、当初の販売計画分を補完すべく、大幅な計画の変更が必要となりました。

当社グループは、目標達成に向けて精力的に営業活動に取り組みましたが、平成27年3月に見込んでおりました、グリーン投資減税の適用による100%即時償却を目的とした法人の需要が想定よりも少なく、販売価格を高く設定できなかったことに加えて、まとめ買いによる販売台数が伸び悩みました。平成27年4月以降は、生産性向上設備投資促進税制の適用を促す営業活動を集中して行ってまいりましたが、制度への認知度がまだ低く、当期実績には結びつかなかったため、結果として4月以降も引き続き販売価格を低く設定する等により、利益率を下げた販売することとなりました。以上により、当連結会計年度の50kW級の低圧型太陽光発電施設の販売台数は、64基となりました。

高圧型太陽光発電施設の販売に関しましては、500kW級太陽光発電施設1基及び800kW級太陽光発電施設1基の合計2基の実績を上げる予定でしたが、800kW級太陽光発電施設につきましては成約に結び付けることができず、自社で経過観察をしていくこと、及び今後エネルギー関連事業を継続するにあたって電力の卸売りや風力発電の可能性もこの場所で模索したいと考え、最終的に自社で保有することといたしました。これにより、800kW級太陽光発電施設1基分の収益を補完すべく、自社で保有している宮崎県西都市の1MW級太陽光発電施設の売却に本格的に取り組み、複数の候補先と最後まで粘り強く商談を続けましたが、当連結会計年度中の成約には至りませんでした。

売電収入につきましては、上半期は計画値を下回っておりましたが、下半期は天候に恵まれ、更に売却予定だった800kW級太陽光発電施設の売電収入も加わったため、最終的には計画値を30.7%上回る結果となりました。

以上により、当連結会計年度の再生可能エネルギー関連事業の売上高は前年比849.6%増の1,807,074千円、セグメント利益は75,102千円（前年は563千円のセグメント損失）となりました。

その他

医療機関向け支援事業では、平成25年6月より診療報酬債権ファクタリング事業を開始し、医療機関向けファクタリングのための具体的折衝を随時行っておりましたが、当社の第7回新株予約権による資金調達の遅れと、当社からの一時貸付を再生可能エネルギー関連事業に対して優先的に行ったことにより、投資機会を見送る状況にありました。

また、当連結会計年度は、営業外費用としてデリバティブ評価損が発生しており、これを含めた当連結会計年度の業績は、売上高は前年比112.8%増の2,948,057千円、営業利益は前年比42.6%減の77,764千円、経常利益は前年比56.8%減の52,728千円、当期純利益は前年比84.9%減の16,368千円となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、営業活動によるキャッシュ・フローの増加と投資活動及び財務活動によるキャッシュ・フローの減少により一部相殺され、43,270千円の資金増加となり、当連結会計年度末の資金は971,531千円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローは次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において営業活動の結果得られた資金は、490,750千円（前年は657,986千円の使用）となりました。これは主に、オークション未収入金の増加による減少235,516千円に対し、税金等調整前当期純利益52,791千円とオークション未払金の増加による増加350,776千円、商品共同投資の減少による増加240,853千円、前渡金の減少による増加95,162千円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において投資活動の結果使用した資金は、425,927千円（前年は317,440千円の使用）となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出280,255千円、定期預金の増減における預け入れ増による支出130,000千円によるものであります。有形固定資産の取得は再生可能エネルギー関連事業の太陽光発電設備の取得によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において財務活動の結果使用した資金は、24,764千円（前年度は1,224,550千円の獲得）となりました。これは主に短期借入金の減少による減少335,000千円と、長期借入金の増加による増加328,080千円と配当金の支払いによる減少33,756千円によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは、主に美術品等のオークション事業運営と再生可能エネルギー関連事業を行っており、生産実績の記載はしておりません。

(2) 受注状況

当社グループは、受注生産を行っておりませんので、受注状況の記載はしておりません。

(3) 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成26年 6月 1日 至 平成27年 5月31日)	前年同期比(%)
オークション関連事業(千円)	1,140,671	4.5
再生可能エネルギー関連事業 (千円)	1,807,074	849.6
報告セグメント計(千円)	2,947,745	112.9
その他(千円)	312	64.4
合計(千円)	2,948,057	112.8

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

消費税率の引き上げに伴う景気の落ち込みが予想外に長引いたことにより、インフレ目標政策の今年中の達成は難しいと思われます。原油価格の下落は、中期的には日本経済にプラスに働くことと思いますが、短期的には物価を押し下げる要因となり、これによりインフレ目標政策の達成が更に先送りになり、本格的なデフレ脱却に向けた動きにまでは至らない可能性もあります。この状況は、現在進行中の「日本近代美術再生プロジェクト」と題した、日本の近代美術の再評価と価値付けへの取り組みにとっても厳しいものではありませんが、当社がマーケットメーカーとして機能し、安定的な実績を上げることで、市場全体の安定化と規模の拡大を実現する事が可能であると確信しており、信念をもって引き続き取り組んでまいります。

また、いわゆる近代美術の巨匠といわれる作家の名品（マスターピース）クラスの作品を戦略的在庫商品として積極的に確保し、取引を通じて当社が日本の近代美術の再評価と価値付けに時間をかけて取り組んでいくことで、日本の美術品の経済的価値を支え、更にその向上を通じて当社の中長期的な企業価値の向上を図ってまいります。

再生可能エネルギー関連事業におきましては、平成28年4月からの電力小売りの完全自由化に向けての動きが加速することが予想されますので、電力卸売事業での安定収益の確保に向けた体制の構築に努めてまいります。

同時に、中期的な財務上の課題の具体的な解決を図るため、来期も、様々な事業主体との提携を含め、柔軟な発想で将来の安定的な収益源となる新たな事業を模索してまいります。

4【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業展開その他に関するリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に記載しております。

なお、本文の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

1．グループ全体

(1)小規模組織について

当社グループはグループ従業員数50名未満と規模が小さく、内部管理体制も当該規模に応じたものとなっております。今後も必要に応じ、内部管理体制の充実とそれに伴う人員補充を実施していく方針であります。人材の確保及び管理体制の維持ができなかった場合、適切な組織の対応が出来ず、組織効率が低下する可能性があり、業務に支障をきたす恐れがあります。

2．オークション関連事業

(1)オークションへの出品について

日本国内の美術市場にあっては、国内経済の回復基調を受け、取引全体のボリュームとしては震災前の市場規模を上回るまでに回復してきたという状況にありながらも、一昨年から昨年にかけての先高期待感のある市況から変化して、インフレ目標政策の遅れを反映した格好で一服感が出ており、特に作品の募集環境は先行き不透明な状況に推移しております。当社といたしましては、いかなる状況においても出品募集営業を徹底して強化していく所存ではありますが、順調に出品が増える保証はなく、出品数の減少が当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2)競合について

当社グループは、美術商、宝石商、百貨店及び他のオークション会社と競合関係にあります。オークションという公の場で登録をすれば誰でも同じ条件で参加でき、参加者が価格を決定する取引形態の優位性が認知度を高め、オークションの拡大につながっております。美術品オークション会社数は近年横ばい傾向にありますが、取扱商品に関する専門知識とオークション開催に係る労働集約型業務システム（作品の預り～鑑定～査定～カタログ作製～下見会～オークション会場運営～作品の発送等）が、美術品オークションへの参入障壁となっております。

オークション会社間の競合は、出品募集、販売の営業戦略が最も重要な要因であり、特に当社の美術品の取り扱い、美術雑誌「月刊美術」の調査記事において、平成26年1年間の国内主要オークション会社7社他中、落札価額ベースで26.4%、特に10,000千円以上の価格帯では40.2%、20,000千円以上の高額価格帯では44.9%のシェアとなっており、国内最大級のオークション会社として美術品取引業界に幅広く認知されております。

海外には、クリスティーズ、サザビーズを筆頭に数多くのオークション会社がありますが、日本美術に関する知識、情報が参入障壁となっております。また、海外のオークション会社や国内外の中国人を主な対象として国内で開催される中国美術品の新興オークション会社とは基本的に取り扱い作品が異なるため、現在のところ外国絵画、コンテンポラリーアート等の一部ジャンルの美術品以外、競合関係にはありません。

その他、インターネットを使ったオークション（売却希望者と購入希望者が相対で取引できる場をインターネット上に提供しており、当社のように作品所有者から販売委託を受けて執り行うオークションとは相違していません。）に関して、商品を実際に検分できる場所を提供することなく、デジタル画像のみで取引を成立させるリスク

は、高額品になるほど大きくなり、現状において、インターネットオークションと競合する分野は、低価格帯の美術品取引のみに限定されております。しかしながら、国内において、拡大・発展途上のオークションビジネスも、国内業者間の再編、海外の大手オークションハウスの本格的日本進出等が起こった場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3)売上高の構成について

オークション関連事業の売上高の主たる構成要素は、落札価額に対する手数料収入（落札手数料及び出品手数料）であります。落札手数料は、落札価額200万円以下に対し15.0%、200万円超5,000万円以下に対し12.0%、5,000万円超に対し10.0%、出品手数料は、落札価額の10.0%（いずれも別途消費税）としております。（但し、Jオークション株式会社が香港で開催するオークションの落札手数料につきましては、落札価額4,000,000HKD以下に対し20.0%、4,000,000HKD超に対し12.0%としております。）

なお、当社が仕入れた後に、当社の在庫商品としてオークションやプライベートセールで売却する場合があります。この場合、オークションでの落札価額またはプライベートセールでの販売価格を商品売上高としてそのまま売上高に計上するため、当社在庫商品の取扱高の増減が、売上高変動のひとつの要因となります。その他、カタログの販売高、出品者から徴収するカタログ掲載料で構成されるカタログ収入、有料会員から徴収する会費収入があります。

回次		第22期	第23期	第24期	第25期	第26期
決算年月		平成23年 5 月	平成24年 5 月	平成25年 5 月	平成26年 5 月	平成27年 5 月
取扱高	(千円)	4,419,342	3,534,011	3,225,967	4,297,987	4,440,848
売上高	(千円)	1,213,080	1,359,448	1,248,610	1,194,284	1,140,671
内商品売上高	(千円)	463,922	784,606	714,219	416,108	361,832

(4)美術品の査定について

オークションに出品されるすべての作品は、査定委員会にて現物を直接検分して、評価額を決定しております。査定委員会は当社取締役を常任委員とし、必要に応じて担当部長ならびに社外の専門家を交えて複数のメンバーで構成しています。作品の評価額は、オークション出品の際、そのままエスティメイト（落札予想価格帯）を構成するため、適切な評価額を決定する体制を整えています。

また、オークションの公明性を高めるため、査定委員会常任委員が直接当社グループのオークションに出品することを禁止しています。しかしながら、査定委員会が現下の市況と大きく乖離した評価をし、その結果オークションで落札されないケースが連続した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5)鑑定・鑑別の外部委託について

当社グループのオークションに出品される美術品や宝飾品の真贋に関しては、権威ある第三者機関に鑑定・鑑別を依頼しております。美術品に関しては、当社グループが認める鑑定機関及び鑑定人が存在する作家の作品に関しその鑑定を受け、宝飾品に関しては、原則として当社グループが定める鑑別機関の鑑別を受けることとしており、当社グループは、販売委託者と鑑定・鑑別機関及び鑑定人の仲介を行っておりますが、当社グループが鑑定・鑑別を行うことはありません。

オークションの開催・運営にあたっての規則であるオークション規約及び特約に基づき、当社グループの開催する近代美術、近代陶芸の出品作品、ブランドバック等のブランド雑貨に関し、当社グループは、オークションの開催日から5年以内に、落札作品が真作でないとの証明がなされた場合、落札作品を引き取り、落札者に代金を返還することになっております。但し、近代美術Part オークション等の低価格作品を取り扱うオークション、骨董（アンティーク）等の真贋判定の困難な作品に関しては保証しておりません。当社グループは、出品作品の真贋には、最善の注意を払い対応しておりますが、真作でない作品を誤って取り扱うことにより、信用低下につながる可能性があり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6)オークション未収入金及びオークション未払金について

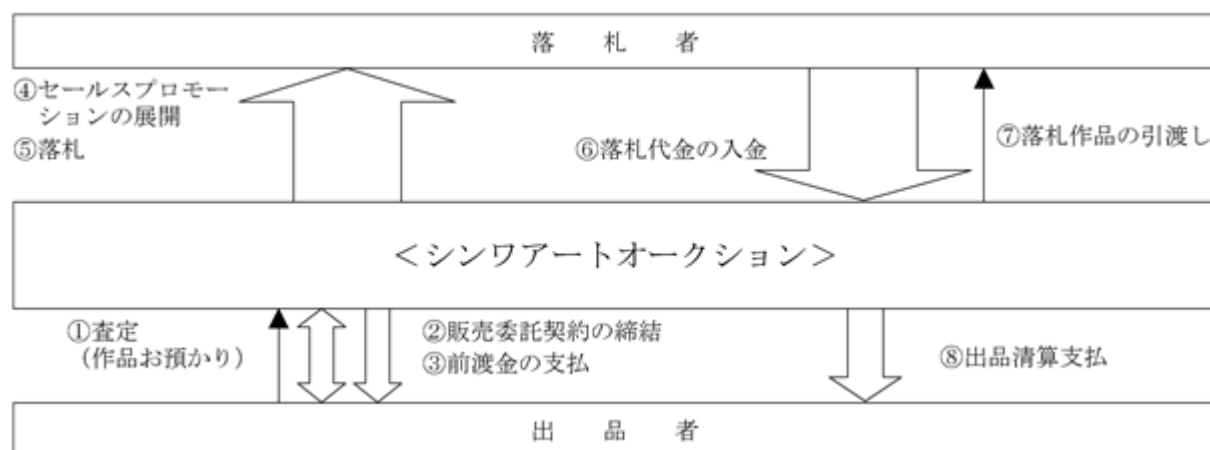
オークション未収入金及びオークション未払金は、オークション事業により発生する、落札者及び出品者に対する未決済債権及び債務であります。オークション規約及び販売委託に関する約定に基づき、落札者からは、オークション開催日から土日祝日を除く10日以内に購入代金が支払われ、出品者に対しては、オークション開催日から35日以内に販売代金を支払っており、従ってオークション未収入金及びオークション未払金の期末残高は、オークションの開催日程と連結会計年度末日との関係で増減します。

(7)前渡金制度について

当社グループは、営業戦略上、業者のみならず一般コレクターからの出品を促進するためのシステムとして、オークションへの出品が決定した作品に関し、販売委託契約締結と同時に最低売却価格（成行き作品の場合はエスティメイト下限金額）の最大85%の金額を前渡しすることができる前渡金制度を採用しております。主に近代美術オークションにおいて契約締結から支払までの期間が最長約4ヶ月であることに、出品者の急な資金需要に対応できる施策として、当社グループの出品募集に大きく貢献しております。

前渡金が支払われている作品が不落札となった場合には、オークション終了後に出品者から前渡金が返還されることになっていますが、万一、出品者が前渡金を返済できない事態が生じたとしても、不落札の作品を売却し、前渡金返済に充てることができます。しかしながら、今後事業が拡大する中で、前渡金の返還及び回収が滞る事案が発生した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

・前渡金契約のフロー図



例) 最低売却価格：3,000,000円、落札価額：3,500,000円の場合

査定（作品お預かり）

作品をお預かりし、最終的な査定を行います。

販売委託契約の締結

オークション開催日の約2ヶ月前迄に販売委託契約を締結します。

前渡金の支払

販売委託契約の締結後に前渡金を支払います。

（最低売却価格3,000,000円の85%、2,550,000円を上限とします。）

セールスプロモーションの展開

カタログを作製し、オークション直前には下見会を開催します。

落札

オークションで落札。

落札代金の入金

オークション開催日より10日以内（土日祝日を除く）に入金いただきます。

（落札価額3,500,000円、落札手数料2,000,000円以下に対して16.2%の324,000円（税込）、2,000,000円超の1,500,000円に対して12.96%の194,400円（税込）の合計4,018,400円）

落札作品の引渡し

落札代金の入金確認後、作品を引渡しします。

出品清算支払

オークション開催日から35日以内に支払います。

（落札価額3,500,000円から出品手数料10.8%の378,000円（税込）、出品費用もしくはカタログ掲載料・保管料等の売り手費用と前渡金2,550,000円を控除した金額）

(8)一括保証取引について

当社は、大口で一括の出品に関して、営業戦略上、落札価額合計額の最低金額の保証を行う場合があります。一括保証した金額については、作品をお預かりし、契約締結後に前渡金として保証金額の支払いを行う場合がありますが、実際の落札価額合計額が、この保証金額に満たない場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9)美術品等の保管について

当社グループでは、作品所有者からオークションへの出品依頼を受け、作品をお預かりしてから、落札者のもとへ納品されるまでの期間、作品を当社グループの倉庫等に保管しております。保管している作品についてはすべて保険を付保しており、盗難、火災等については保険の対象となっております。しかし、地震等の自然災害に起因する事故については保険対象外の扱いとなっていることから、地震等の自然災害が発生し出品予定作品が損壊した場合には、当社グループの業績及び財務状況に影響を与える可能性があります。

また、オークション規約上、当社の故意または重過失に起因する損害に関しては、通常の損害の他、予見可能な損害までを当社の責任の範囲と定めており、通常損害保険で担保されない範囲の損害が発生することにより、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(10)法的規制について

当社は、海外においてオークション事業を展開しているクリスティーズ、サザビーズ等の事業モデルを導入し、オークションによる美術品の流通形態を日本の市場に創造する目的で設立されました。

当社グループが行っているオークション形態は、日本国内においては、商法第551条の間屋（といや）に該当し、オークションの運営にあたっては、オークション規約を制定しておりますが、同規約は、民法、商法、消費者契約法、古物営業法等の規制を受けております。

これら、日本国内における法的規制により、過去において当社グループの財政状態、経営成績に影響を及ぼした事実はありません。しかしながら、当社グループが行うオークションという事業形態は、日本国内で完全に認知を得ているのではなく、将来的にオークションの運営に支障を来すような法令等の規制を受けた場合、当社グループの事業活動に影響を及ぼす可能性があります。

現在、当社グループでは定期開催のオークションの他、西洋美術オークション、ワインオークション、個人収集品オークション等を随時開催しております。また、チャリティオークション開催のためのカタログ作製作業やオークション会場運営等の業務提供も行っております。ワインの取り扱いに関しては「酒税法」の、宝石・貴金属等の取り扱いに関しては「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の、西洋美術の一部の作品の取り扱いに関しては「電気用品安全法」の、象牙等の希少野生動物種の剥製、標本、器官等の取り扱いに関しては「絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律」の定めに従って行っております。今後も、取扱商品が拡大していく中で個別に法的規制を受けるケースが考えられますが、当社グループは、いかなる場合も法令を遵守し対応していく所存であります。しかしながら、将来的に個別の法的規制により当社が取り扱えないアイテムが発生し、当社グループの事業計画の変更を余儀なくされ、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(11)古物の取り扱いについて

当社グループは、盗難品や遺失物を取り扱わないよう従業員に対しても定期的に教育を行っております。しかしながら、不測の事態により盗難品や遺失物がオークションに出品されるなどした場合、信用失墜により取扱高の減少及び法令手続に基づく損失の発生等の可能性があります。

(12)著作権について

当社のオークションカタログに図版を掲載するに当たり、著作権者或いは著作権管理団体に著作権使用に係る許諾を受けることを、当社が把握しているものについては実施しています。また、それ以外のものについては著作権法第47条の2の定める範囲内で掲載しております。当社の規定においては、著作権使用料は出品者負担として、請求がある著作権者或いは著作権管理団体に支払っておりますが、今後請求先が増加し、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(13)顧客情報の取り扱いについて

当社グループは、オークション出品者に対して、その出品者との間で締結される販売委託契約により、顧客情報に関する守秘義務を負っております。当社はプライバシーマークを取得しており、個人情報の取り扱いについては充分注意しております。しかしながら、不測の事態により情報が外部に漏洩する事態となった場合、信用の失墜による取扱高の減少及び損害賠償による損失の発生等の可能性があります。

(14)戦略的在庫商品の保有について

美術市場全体の安定化と規模の拡大を実現する事を目標に、いわゆる近代美術の巨匠といわれる作家の名品（マスターピース）クラスの作品を数点購入し、戦略的在庫として保有し、作品ごとに、販売時期、価格及び販売先に関して当社の理想とする最良の環境での販売を考えており、その環境が整うまでは当社で保有することを予定しております。戦略的在庫商品の購入後は、経済環境や美術品取引市場の著しい変動により、保有する戦略的在庫商品の評価の見直しを迫られる可能性があります。また、販売が計画通り進まず、保有期間の長期化による資金の固定化や、予想していた販売収益が得られない可能性があります。また、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。また美術品としての性格上、戦略的在庫として想定する作品の数は限定的であり、購入が計画通りに進まない可能性があります。

3.再生可能エネルギー関連事業

(1)法的規制について

当社グループは「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づき太陽光発電の分野で事業展開をしておりますが、今後の電力の固定価格買取制度における買取価格の引き下げや、買取年数の短縮等の政府の施策により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、大型発電施設の建設計画は、森林法等の法令や条例の規制を受けることにより許認可が下りるまでに時間がかかり、用地選定から売電開始に至るまでの期間が当初予想から大幅に長引いたり、計画そのものを途中で断念せざるを得ない状況になることも考えられ、これらの要因が当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2)気象・災害等のリスクについて

太陽光発電は、気象条件により発電量が左右されるほか、設備の劣化や天災・火災等の事故により、想定した発電量と実際の発電量との間に予期せぬ乖離が生じる可能性があります。これらの要因が当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3)計画の遅延及び見直しについて

太陽光発電の分野には現在多くの企業が参入しており、当社グループが手掛ける太陽光発電施設の分譲販売におきましても、各社が競合する状況にあります。また、電力会社による系統連系手続の遅れや系統連系そのものの見合わせ等が発生することにより、当社グループの事業が当初の計画通り進まない可能性があります。これらの要因により、収益の拡大が進まず、次の計画への資金が調達できないことから、事業計画そのものの見直しを迫られる可能性があります。当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

当社は、平成27年5月31日現在9業者と正規特約店委託契約を締結しております。

(1)契約の目的

特約店は、美術業者や得意先コレクターから当社オークションへの出品に関する業務を行うことを目的としております。業務内容は、オークション売却希望者から売却委託を受け、当社と出品契約を締結する業務と、オークション売却希望者を当社に紹介し、オークション売却希望者と当社との出品契約の締結の仲介をする業務があります。

(2)契約期間に関する事項

契約期間は、契約日から1年間とし、それ以降は自動更新であります。

(3)紹介料に関する事項

特約店の紹介による出品契約が締結された場合、当社は落札価額に応じた紹介料を特約店に支払います。

(4)契約解除に関する事項

契約満了の30日前までに契約解除の申し出があった場合、当社オークションへの出品及び紹介総額が一定基準に満たない場合、その他契約違反が生じた場合、当社は契約を解除することができます。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成に当たりまして、当社グループは、過去の実績値や現状等を踏まえ、合理的と判断される前提に基づき継続的に見積り、判断及び評価を行っております。

当社グループの経営陣が、当連結会計年度末において、見積り、判断及び評価等により、当社グループの連結財務諸表に重要な影響を及ぼすと考えているものとしては、貸倒引当金、退職給付に係る負債、法人税等及び繰延税金資産があげられます。

なお、見積り、判断及び評価等については、過去の実績や現状等に基づいて合理的と考えられる要因等に基づいて行っておりますが、見積りや評価には、不確実性が伴うため、実際の結果と異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

当連結会計年度の資産につきましては、総資産は、前年比500,650千円増の3,360,762千円となりました。内訳は流動資産が467,304千円増の2,709,754千円、固定資産は33,346千円増の651,008千円となりました。流動資産の主な内訳と増減は、現金及び預金1,446,531千円（前年比173,270千円の増加）、商品352,947千円（前年比109,181千円の減少）、仕掛品292,581千円（前年比236,990千円の増加）、前渡金139,975千円（前年比95,162千円の減少）であります。固定資産の主な内訳と増減は、機械装置及び運搬具528,525千円（前年比236,084千円の増加）、投資その他の資産90,595千円（前年比221,650千円の減少）であります。

負債は前年比504,550千円増の1,719,935千円となりました。内訳は流動負債が405,547千円増の1,318,070千円、固定負債が99,003千円増の401,864千円となりました。流動負債の主な内訳と増減は、短期借入金361,500千円（前年比335,000千円の減少）、オークション未払金403,362千円（前年比350,776千円の増加）、1年内返済予定の長期借入金287,227千円（前年比258,727千円の増加）であります。固定負債の主な内訳と増減は、長期借入金318,728千円（前年比69,353千円の増加）及び退職給付に係る負債37,800千円（前年比4,300千円の増加）であります。

純資産は、前年比3,899千円減少の1,640,827千円となりました。この主な内訳と増減は、資本金926,742千円（前年比6,539千円の増加）、資本剰余金532,026千円（前年比7,073千円の増加）、利益剰余金394,484千円（17,569千円の減少）、自己株式 221,530千円（前年比1,295千円の減少）であります。この結果、1株当たり純資産額は285.56円、自己資本比率は48.5%となっております。

また、キャッシュ・フローの分析については「第2【事業の状況】の1【業績等の概要】(2) キャッシュ・フロー」に記載のとおりです。

(3) 経営成績の分析

当連結会計年度の経営成績の分析は、「第2【事業の状況】の1【業績等の概要】」に詳述したとおりであります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度において、再生可能エネルギー関連事業で、兵庫県西脇市に800KW級の太陽光発電設備を257,930千円にて取得いたしました。

なお当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

平成27年5月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(単位:千円)				従業員数 (人)
			建物	車両運搬具	工具、器具 及び備品	合計	
本社 (東京都中央区)	オークション関連 事業	オークション会場 展示場	4,721	2,424	1,362	8,508	13
本社事務所 (東京都江東区)	オークション関連 事業	本社機能	1,049	30	1,810	2,889	12 (8)

(注) 1. 金額には消費税等を含んでおりません。

2. 従業員数の()は、臨時雇用者数を外書しております。

3. 本社及び本社事務所の建物は賃借しており、年間賃借料は本社73,737千円、本社事務所10,626千円であります。

(2) 国内子会社

平成27年5月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(単位:千円)			従業員数 (人)
				機械装置及び 運搬具	土地	合計	
イーベック株式会社	太陽光発電設備 (宮崎県西都 市)	再生可能エネルギー 関連事業	太陽光発電設備	274,036	-	274,036	-
イーベック株式会社	太陽光発電設備 (兵庫県西脇 市)	再生可能エネルギー 関連事業	太陽光発電設備	234,421	20,000	254,421	-

(注) 金額には消費税等を含んでおりません。

3【設備の新設、除却等の計画】

重要な設備の新設等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	18,000,000
計	18,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成27年5月31日)	提出日現在発行数 (株) (平成27年8月28日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	6,562,900	6,562,900	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	権利内容に何ら限定のない当社 における標準となる株式であり ます。なお、単元株式数は100株 であります。
計	6,562,900	6,562,900		

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成27年8月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の内容
(平成22年10月18日取締役会決議による第4回新株予約権)

区分	事業年度末現在 (平成27年5月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年7月31日)
新株予約権の数(個)	760	760
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	76,000	76,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	20,500	同左
新株予約権の行使期間	自平成24年11月2日 至平成27年11月1日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	(注)3	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)7	同左

(注)1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、新株予約権の目的となる株式の数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で株式の数の調整をすることができる。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記3.(1)記載の資本金等増加限度額から、上記3.(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、取締役会が正当な事由があると認めた場合はこの限りではない。

(2) 新株予約権割当契約に違反した場合には行使できないものとする。

5. 新株予約権の取得に関する事項

(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約、または当社が分割会社となる会社分割についての分割契約・分割計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない会社分割の場合は取締役会決議）がなされたとき、ならびに株式移転の議案につき、株主総会の決議がなされたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

(2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記4に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。

(3) 新株予約権者が新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。

(4) 新株予約権の割当日から1ヶ月後の応答日より1ヶ月の間に、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の1ヶ月（当日を含む直近の21本邦営業日）の平均株価（1円未満の端数は切り下げ）が一度でも行使価額の80%（1円未満の端数は切り下げ）以下となった場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。

(5) 新株予約権の割当日から6ヶ月後の応答日より1ヶ月の間に、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の1ヶ月（当日を含む直近の21本邦営業日）の平均株価（1円未満の端数は切り下げ）が一度でも行使価額の100%（1円未満の端数は切り下げ）以下となった場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。

(6) 新株予約権の割当日から1年後の応答日より1ヶ月の間に、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の1ヶ月（当日を含む直近の21本邦営業日）の平均株価（1円未満の端数は切り下げ）が一度でも行使価額の115%（1円未満の端数は切り下げ）以下となった場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。

6. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

7. 組織再編行為の際の募集新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記7.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

平成24年11月2日（本新株予約権を行使することができる期間の初日）と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から平成27年11月1日（本新株予約権を行使することができる期間の末日）までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記3に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記4に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記5に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく新株予約権の内容

(平成25年1月21日取締役会決議による第5回新株予約権)

区分	事業年度末現在 (平成27年5月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年7月31日)
新株予約権の数(個)	1,100	1,100
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	110,000	110,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	31,400	同左
新株予約権の行使期間	自平成25年2月5日 至平成30年2月4日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)4	同左
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)7	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)8	同左

(注)1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき80円で有償発行しております。

2. 当社が、割当日以後、株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日以後、新株予約権の目的となる株式の数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で株式の数の調整をすることができる。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

3. 当社が、割当日以後、株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式における「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記4.(1)記載の資本金等増加限度額から、上記4.(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 新株予約権の行使の条件

- (1) 相続した新株予約権を行使することはできない。
- (2) 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額(ただし、上記3に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。)に27%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額(ただし、上記3に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。)に100%を乗じた価格(1円未満の端数は切り上げる。)で行使期間の満了日までに行使しなければならないものとする。

6. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約、または当社が分割会社となる会社分割についての分割契約・分割計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない会社分割の場合は取締役会決議)がなされたとき、ならびに株式移転の議案につき、株主総会の決議がなされたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償にて取得することができる。
 - (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記5に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。
 - (3) 新株予約権者が新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。
7. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

8. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に残存する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記2に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記8.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

平成25年2月5日(本新株予約権を行使することができる期間の初日)と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から平成30年2月4日(本新株予約権を行使することができる期間の末日)までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記4に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記5に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記6に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく新株予約権の内容（コミットメント条項付き第三者割当契約）

（平成25年5月30日取締役会決議による第7回新株予約権）

区分	事業年度末現在 （平成27年5月31日）	提出日の前月末現在 （平成27年7月31日）
新株予約権の数（個）	153	
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数（株）	766,989	
新株予約権の行使時の払込金額（円）	3,254,000	
新株予約権の行使期間	自平成25年6月17日 至平成27年6月16日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	（注）5	
新株予約権の行使の条件	（注）6	
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）8	
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）9	

（注）1．本新株予約権は新株予約権1個につき14,900円で償発行しております。

2．平成26年5月21日開催の取締役会決議により、平成26年6月5日付で、第11回新株予約権を発行しております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使時の払込金額」が調整されており、事業年度末現在の本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、5,013株であります。

3．当社が下記4「行使価額の調整」に従って行使価額の調整を行う場合には、本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は次の算式により調整される。但し、係る調整は当該時点において未行使の本新株予約権に係る割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、係る算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、下記4「行使価額の調整」に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る下記4「行使価額の調整」（2）及び（5）による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、係る調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

4．行使価額の調整

（1）当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記4．（2）に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

ア．下記4．(4)イに定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又は係る交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

イ．普通株式について株式の分割をする場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

ウ．下記4．(4)イに定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記4．(4)イに定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

エ．当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに下記4．(4)イに定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

オ．上記4．(2)アからエまでの各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには上記4．(2)アからエにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数が生じるときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) ア．行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

イ．行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日を除く。)の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

ウ．行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、係る基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

(5) 上記4.(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

ア. 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

イ. その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

ウ. 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、係る調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

5. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

6. 新株予約権の行使に関する事項

(1) 本新株予約権の行使によって取得することとなる株式数が、本新株予約権の発行決議日時点における当社発行済株式総数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分にかかる新株予約権の行使はできない。

(2) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。また、各本新株予約権の一部行使はできない。

7. 新株予約権の取得事由

本新株予約権の割当日から3ヶ月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨および本新株予約権を取得する日(以下、「取得日」という。)を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

8. 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

9. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下、「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下、「再編当事会社」と総称する。)は以下の条件に基づき本新株予約権に係る新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

(1) 新たに交付される新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。

(2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類

再編当事会社の同種の株式とする。

(3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。

(4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

(5) 新たに交付される新株予約権に係る行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件

本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為に際して決定する。

(6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限

新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。

10. 未行使の本新株予約権153個は、行使期間の満了をもって、会社法第287条の規定により消滅しております。

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく新株予約権の内容
(平成25年5月30日取締役会決議による第8回新株予約権)

区分	事業年度末現在 (平成27年5月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年7月31日)
新株予約権の数(個)	980	980
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	98,000	98,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	72,500	同左
新株予約権の行使期間	自平成25年6月17日 至平成30年6月16日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)4	同左
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)7	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)8	同左

(注)1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき640円で有償発行しております。

2. 当社が、割当日以後、株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合は、次の算式により本新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない本新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日以後、本新株予約権の目的となる株式の数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で株式の数の調整をすることができる。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

3. 当社が、割当日以後、株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(本新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式における「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記4.(1)記載の資本金等増加限度額から、上記4.(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権者が死亡した場合、その相続人は相続した本新株予約権を行使することはできない。
- (2) 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の1ヶ月間(当日を含む直近の21本邦営業日)の平均株価(1円未満の端数は切り上げ)が一度でも行使価額(ただし、上記3に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。)に50%を乗じた価格を下回った場合、本新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額(ただし、上記3に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。)で行使期間の満了日までに行使しなければならないものとする。

6. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約、または当社が分割会社となる会社分割についての分割契約・分割計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合は取締役会決議)がなされたとき、ならびに株式移転の議案につき、株主総会の決議がなされたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。
 - (2) 本新株予約権者が権利行使をする前に、上記5に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
 - (3) 本新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
7. 譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

8. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に残存する本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記2に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記8.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

平成25年6月17日(本新株予約権を行使することができる期間の初日)と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から平成30年6月16日(本新株予約権を行使することができる期間の末日)までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記4に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記5に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記6に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく新株予約権の内容
(平成25年11月8日取締役会決議による第9回新株予約権)

区分	事業年度末現在 (平成27年5月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年7月31日)
新株予約権の数(個)	2,950	2,950
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	295,000	295,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	61,600	同左
新株予約権の行使期間	自平成25年11月25日 至平成30年11月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)4	同左
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)7	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)8	同左

(注)1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき300円で有償発行しております。

2. 当社が、割当日以後、株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合は、次の算式により本新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない本新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日以後、本新株予約権の目的となる株式の数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で株式の数の調整をすることができる。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

3. 当社が、割当日以後、株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(本新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式における「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記4.(1)記載の資本金等増加限度額から、上記4.(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権者が死亡した場合、その相続人は相続した本新株予約権を行使することはできない。
- (2) 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の1ヶ月間(当日を含む直近の21本邦営業日)の平均株価(1円未満の端数は切り下げ)が一度でも行使価額(ただし、上記3に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。)に50%を乗じた価格を下回った場合、本新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額(ただし、上記3に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。)で行使期間の満了日までに行使しなければならないものとする。

6. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約、または当社が分割会社となる会社分割についての分割契約・分割計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合は取締役会決議)がなされたとき、ならびに株式移転の議案につき、株主総会の決議がなされたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。
 - (2) 本新株予約権者が権利行使をする前に、上記5に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
 - (3) 本新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
7. 譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

8. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に残存する本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記2に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記8.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

平成25年11月25日(本新株予約権を行使することができる期間の初日)と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から平成30年11月24日(本新株予約権を行使することができる期間の末日)までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記4に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記5に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記6に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく新株予約権の内容

(平成26年6月13日取締役会決議による第12回新株予約権)

区分	事業年度末現在 (平成27年5月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年7月31日)
新株予約権の数(個)	2,950	2,950
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	295,000	295,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	36,400	同左
新株予約権の行使期間	自平成26年6月30日 至平成31年6月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)4	同左
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)7	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)8	同左

(注)1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき190円で有償発行しております。

2. 当社が、割当日以後、株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合は、次の算式により本新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない本新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日以後、本新株予約権の目的となる株式の数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で株式の数の調整をすることができる。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

3. 当社が、割当日以後、株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(本新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式における「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記4.(1)記載の資本金等増加限度額から、上記4.(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権者が死亡した場合、その相続人は相続した本新株予約権を行使することはできない。
- (2) 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の1ヶ月間(当日を含む直近の21本邦営業日)の平均株価(1円未満の端数は切り下げ)が一度でも行使価額(ただし、上記3に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。)に50%を乗じた価格を下回った場合、本新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額(ただし、上記3に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。)で行使期間の満了日までに行使しなければならないものとする。

6. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約、または当社が分割会社となる会社分割についての分割契約・分割計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合は取締役会決議)がなされたとき、ならびに株式移転の議案につき、株主総会の決議がなされたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。
 - (2) 本新株予約権者が権利行使をする前に、上記5に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
 - (3) 本新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
7. 譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

8. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に残存する本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記2に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記8.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
平成26年6月30日(本新株予約権を行使することができる期間の初日)と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から平成31年6月29日(本新株予約権を行使することができる期間の末日)までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記4に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記5に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記6に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく新株予約権（ストック・オプション）の内容
（平成26年11月10日取締役会決議による第13回新株予約権）

区分	事業年度末現在 （平成27年5月31日）	提出日の前月末現在 （平成27年7月31日）
新株予約権の数（個）	1,600	1,600
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	160,000	160,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	34,800	同左
新株予約権の行使期間	自平成28年11月25日 至平成31年11月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	（注）3	同左
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）6	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）7	同左

（注）1．当社が、割当日以後、株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合は、次の算式により本新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない本新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日以後、本新株予約権の目的となる株式の数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で株式の数の調整をすることができる。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

- 2．当社が、割当日以後、株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（本新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式における「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

- 3．増加する資本金及び資本準備金に関する事項

（1）本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

（2）本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記3．（1）記載の資本金等増加限度額から、上記3．（1）に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、当社取締役会が正当な事由があると認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権割当契約に違反した場合には、本新株予約権を行使できないものとする。

5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約、または当社が分割会社となる会社分割についての分割契約・分割計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合は取締役会決議）がなされたとき、ならびに株式移転の議案につき、株主総会の決議がなされたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。
 - (2) 本新株予約権者が権利行使をする前に、上記4に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
 - (3) 本新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
 - (4) 本新株予約権の割当日から1ヶ月後の応答日より1ヶ月の間に、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の1月間（当日を含む直近の21本邦営業日）の平均株価（1円未満の端数は切り下げ）が一度でも行使価額の80%（1円未満の端数は切り下げ）以下となった場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
 - (5) 本新株予約権の割当日から6ヶ月後の応答日より1ヶ月の間に、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の1月間（当日を含む直近の21本邦営業日）の平均株価（1円未満の端数は切り下げ）が一度でも行使価額の100%（1円未満の端数は切り下げ）以下となった場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
 - (6) 本新株予約権の割当日から1年後の応答日より1ヶ月の間に、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の1月間（当日を含む直近の21本邦営業日）の平均株価（1円未満の端数は切り下げ）が一度でも行使価額の115%（1円未満の端数は切り下げ）以下となった場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
6. 譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

7. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に残存する本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記7.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
平成28年11月25日（本新株予約権を行使することができる期間の初日）と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から平成31年11月24日（本新株予約権を行使することができる期間の末日）までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記3に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記 4 に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記 5 に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく新株予約権の内容
(平成26年11月10日取締役会決議による第14回新株予約権)

区分	事業年度末現在 (平成27年5月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年7月31日)
新株予約権の数(個)	5,598	5,598
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	559,800	559,800
新株予約権の行使時の払込金額(円)	35,300	同左
新株予約権の行使期間	自平成26年11月25日 至平成31年11月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注) 4	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 7	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 8	同左

(注) 1. 本新株予約権は、新株予約権 1 個につき180円で有償発行しております。

2. 当社が、割当日以後、株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合は、次の算式により本新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない本新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日以後、本新株予約権の目的となる株式の数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で株式の数の調整をすることができる。なお、上記の調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。

3. 当社が、割当日以後、株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(本新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式における「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記4.(1)記載の資本金等増加限度額から、上記4.(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権者が死亡した場合、その相続人は相続した本新株予約権を行使することはできない。
- (2) 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の1ヶ月間(当日を含む直近の21本邦営業日)の平均株価(1円未満の端数は切り下げ)が一度でも行使価額(ただし、上記3に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。)に50%を乗じた価格を下回った場合、本新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額(ただし、上記3に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。)で行使期間の満了日までに行使しなければならないものとする。

6. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約、または当社が分割会社となる会社分割についての分割契約・分割計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合は取締役会決議)がなされたとき、ならびに株式移転の議案につき、株主総会の決議がなされたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。
- (2) 本新株予約権者が権利行使をする前に、上記5に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 本新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。

7. 譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

8. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に残存する本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記2に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記8.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

平成26年11月25日(本新株予約権を行使することができる期間の初日)と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から平成31年11月24日(本新株予約権を行使することができる期間の末日)までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記4に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記5に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記6に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成22年6月1日～ 平成23年5月31日 (注)1	200	58,079	2,192	781,317	2,192	386,067
平成23年6月1日～ 平成24年5月31日 (注)2	350	58,429	3,837	785,155	3,837	389,905
平成24年6月1日～ 平成25年5月31日 (注)3	640	59,069	7,816	792,971	7,816	397,721
平成25年6月1日～ 平成26年5月31日 (注)4、5	6,457,031	6,516,100	127,231	920,203	127,231	524,953
平成26年6月1日～ 平成27年5月31日 (注)6	46,800	6,562,900	6,539	926,742	6,539	531,492

(注)1. 新株予約権の行使による増加であります。

2. 新株予約権の行使による増加であります。

3. 新株予約権の行使による増加であります。

4. 平成25年12月1日付株式分割(1株につき100株の割合)により、発行済株式数が6,095,331株増加しております。

5. 新株予約権の行使により、発行済株式数が361,700株、資本金及び資本準備金がそれぞれ127,231千円増加しております。

6. 新株予約権の行使による増加であります。

(6) 【所有者別状況】

平成27年5月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株 式の状況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	5	17	28	12	1	1,564	1,627	-
所有株式数 (単元)	-	9,589	5,720	8,972	2,445	2	38,895	65,623	600
所有株式数の 割合(%)	-	14.61	8.72	13.67	3.73	0.00	59.27	100	-

(注)自己株式854,800株は、「個人その他」に8,548単元を含めて記載しております。

(7)【大株主の状況】

平成27年5月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	550,100	8.38
株式会社ジャパンヘルスサミット	宮城県仙台市青葉区本町2-14-24	328,500	5.01
マイルストーンキャピタルマネジメ ント株式会社	東京都千代田区大手町2-6-2日本ビル6階	294,200	4.48
資産管理サービス信託銀行株式会社 (証券投資信託口)	東京都中央区晴海1-8-12 晴海アイラン ドトリトンスクエア オフィスタワーZ 棟	264,100	4.02
倉田 陽一郎	東京都江戸川区	216,800	3.30
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町1-4	215,500	3.28
中川 健治	神奈川県横浜市磯子区	150,000	2.29
楽天証券株式会社	東京都品川区東品川4-12-3	138,100	2.10
梅田 裕貴	大阪府大阪市北区	121,700	1.85
RBC IST-OMNIBUS 15.315 NON LENDING - CLIENT ACCOUNT (常任 代理人 シティバンク銀行株式会 社)	7TH FLOOR, 155 WELLINGTON STREET WEST TORONTO, ONTARIO, CANADA, M5V 3L3 (東京都新宿区新宿6-27-30)	114,600	1.75
計		2,393,600	36.47

(注) 1. 上記のほか、自己株式が854,800株あります。

2. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)及び資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)の所有株式数は、すべて信託業務に係るものであります。
3. 以下の大量保有報告書(変更報告書)の報告を受けておりますが、当社として期末時点における実質所有株式数の確認が出来ませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

DIAMアセットマネジメント株式会社及びその関連会社2社から平成27年4月20日付で提出された大量保有報告書(変更報告書)において、平成27年4月15日現在で359,100株保有している旨の報告

JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社から平成27年6月4日付で提出された大量保有報告書(変更報告書)において、平成27年5月29日現在で347,700株保有している旨の報告

日興アセットマネジメント株式会社から平成26年9月4日付で提出された大量保有報告書において、平成26年8月29日現在で265,100株保有している旨の報告

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社から平成26年6月6日付で提出された大量保有報告書(変更報告書)において、平成26年5月30日現在で232,100株保有している旨の報告

前記 から における当該大量保有報告書の内容は以下のとおりです。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
DIAMアセットマネジメント株式会社	東京都千代田区丸の内3-3-1	359,100	5.50
JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社	東京都千代田区丸の内2-7-3 東京ビルディング	347,700	5.33
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂9-7-1	265,100	4.07
シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社	東京都千代田区丸の内1-5-1	232,100	3.64

(注) 上表におけるDIAMアセットマネジメント株式会社及びその関連会社2社の保有割合は以下のとおりです。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
DIAMアセットマネジメント株式会社	東京都千代田区丸の内3-3-1	264,100	4.05
ダイアム インターナショナル リミテッド (DIAM International Ltd)	英国ロンドン市フライデー 스트リート 1番地イーシー4エム9ジェイエー (One Friday Street, London, EC4M 9JA U.K.)	30,000	0.46
ダイアム シンガポール プリー ティー リミテッド (DIAM SINGAPORE PTE. LTD.)	2シェントン ウェイ #12-01 エス ジーエックス センター1 シンガポール 068804 (2 Shenton Way, #12-01 SGX Centre 1, Singapore 068804)	65,000	1.00

4. 平成27年6月18日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、DIAMアセットマネジメント株式会社が平成27年6月15日現在で30,100株保有している旨が記載されております。

DIAMアセットマネジメント株式会社の大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりであります。

大量保有者 DIAMアセットマネジメント株式会社
住所 東京都千代田区丸の内3-3-1
保有株券等の数 株式 30,100株
株券等保有割合 0.46%

5. 平成27年6月19日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社が平成27年6月16日現在で4,200株保有している旨が記載されております。

マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社の大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりであります。

大量保有者 マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社
住所 東京都千代田区大手町2-6-2
保有株券等の数 株式 4,200株
株券等保有割合 0.06%

6. 平成27年6月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社の保有株券等の数が平成27年6月15日現在で0株である旨が記載されております。

JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社の大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりであります。

大量保有者 JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社
住所 東京都千代田区丸の内2-7-3 東京ビルディング
保有株券等の数 株式 0株
株券等保有割合 0%

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成27年 5月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 854,800		
完全議決権株式(その他)	普通株式5,707,500	57,075	
単元未満株式	普通株式 600		
発行済株式総数	6,562,900		
総株主の議決権		57,075	

【自己株式等】

平成27年 5月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
シンワアートオークション株式会社	東京都中央区銀座7 - 4 - 12	854,800	-	854,800	13.02
計	-	854,800	-	854,800	13.02

(9) 【ストック・オプション制度の内容】

当社はストック・オプション制度を採用しております。当該制度は会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

(平成22年10月18日開催取締役会決議によるもの)

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、平成22年10月18日の取締役会において、当社従業員に対しストック・オプションとして新株予約権の発行を決議したものであります。

決議年月日	平成22年10月18日
付与対象者の区分及び人数	従業員 23人
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成26年11月10日開催取締役会決議によるもの)

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、平成26年11月10日の取締役会において、当社従業員に対しストック・オプションとして新株予約権の発行を決議したものであります。

決議年月日	平成26年11月10日
付与対象者の区分及び人数	従業員 26人
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得及び会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成27年8月25日)での決議状況 (取得期間 平成27年8月26日~平成27年9月10日)	200,000	50,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	-	-
残存決議株式の総数及び価額の総額	-	-
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	-	-
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	-	-

(注) 当期間における取得自己株式には、平成27年8月1日からこの有価証券報告書提出日までに取得した株式は含まれておりません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (新株予約権の権利行使)	5,000	1,295,803	-	-
保有自己株式数	854,800	-	854,800	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成27年8月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社の配当政策の基本的な考え方は、収益状況に応じた配当を行うことを基準としつつも、安定的な配当の維持ならびに将来の事業展開に備えた内部留保の充実、財務体質の強化等の必要性を総合的に勘案し、決定することとしております。内部留保資金につきましては、中長期的視野に基づいた事業拡大のための投融資等に充たしたいと考えております。

当社は、期末配当の年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。期末配当の決定機関は株主総会であります。また、状況に応じた対応を行えるよう、当社は「取締役会の決議により、毎年11月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

当期の当社単体の業績が当期純損失となった主な要因は在庫商品の評価減であります。この評価減は、あくまで当社の自主ルールに基づくものであり、実際の在庫商品の評価額は、引き下げられた簿価とは必ずしも一致するものではなく、実質的な収益は一定程度あがっております。また現時点では、オークション関連事業において現下の事業環境が来期も概ね継続するものと予想しております。再生可能エネルギー関連事業におきましても50kW級の低圧型太陽光発電施設の販売台数がほぼ当期並みに見込めるものと予想しております。これらを総合的に勘案し、当期の期末配当につきましては、1株につき6円の配当といたします。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)
平成27年8月27日 定時株主総会決議	34,248	6

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第22期	第23期	第24期	第25期	第26期
決算年月	平成23年5月	平成24年5月	平成25年5月	平成26年5月	平成27年5月
最高(円)	84,300	47,350	94,000	74,700 709	454
最低(円)	18,000	27,400	21,210	45,500 287	299

(注) 1. 最高・最低株価は、平成22年6月1日より大阪証券取引所ヘラクレス(スタンダード)におけるものであり、平成22年10月12日より大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであり、平成25年7月16日より東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。

2. 印は、株式分割(平成25年12月1日、1株100株)による、権利落後の最高・最低株価を示しております。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成26年12月	平成27年1月	2月	3月	4月	5月
最高(円)	395	376	432	445	436	407
最低(円)	315	327	359	355	394	368

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。

5【役員の状況】

男性8名 女性 - 名 (役員のうち女性の比率 - %)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役社長	代表取締役	倉田 陽一郎	昭和40年2月11日生	昭和62年4月 エス・ジー・ウォーバーグ証券会社入社 昭和63年10月 ウォーバーグ投資顧問株式会社入社 平成4年4月 メースピアソン投資顧問株式会社入社 平成9年10月 ミネルヴァ投資顧問株式会社設立 代表取締役就任 平成10年10月 国務大臣金融再生委員会委員長 政務秘書官就任 平成11年7月 ミネルヴァ投資顧問株式会社代表取締役就任 平成13年6月 当社代表取締役社長就任(現任) 平成21年4月 SHINWA ART AUCTION HONG KONG COMPANY LIMITED (現 ASIAN ART AUCTION ALLIANCE COMPANY LIMITED) 代表取締役就任(現任) 平成25年4月 エーベック株式会社代表取締役社長就任(現任) シンワメディカル株式会社(現シンワメディコ株式会社) 代表取締役社長就任(現任)	(注)3	216,800
専務取締役	代表取締役	中川 健治	昭和26年6月3日生	昭和51年4月 株式会社永善堂 入社 平成11年2月 当社入社 総支配人 平成13年6月 当社専務取締役就任 平成22年1月 当社代表取締役専務取締役就任(現任)	(注)3	150,000
取締役		泉山 隆	昭和44年3月17日生	平成2年6月 当社入社 平成12年4月 当社第一営業部長 平成12年6月 当社営業部長 平成14年4月 当社営業本部長 平成14年7月 当社取締役就任(現任)	(注)3	53,000
取締役		石井 一輝	昭和45年4月8日生	平成10年4月 当社入社 平成12年4月 当社人事部長 平成14年4月 当社総務人事部長 平成24年8月 当社取締役就任(現任)	(注)3	13,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役		木下 邦彦	昭和20年3月12日生	昭和47年3月 公認会計士登録 昭和48年1月 昭和監査法人(現新日本有限責任監査法人)入所 平成3年6月 太田昭和監査法人(現新日本有限責任監査法人)代表社員 平成5年6月 同監査法人浜松・静岡・豊橋事務所所長 同監査法人本部理事 平成22年6月 新日本有限責任監査法人退職 木下邦彦公認会計士事務所所長就任(現任) 平成22年8月 当社取締役就任(現任)	(注)3	
常勤監査役		羽佐田 信治	昭和37年12月10日生	昭和60年4月 株式会社西武百貨店 入社 平成3年4月 株式会社泰明画廊 入社 平成12年10月 当社入社 営業部長 平成13年6月 当社常務取締役就任 平成24年8月 当社常務取締役退任 平成24年8月 当社常勤監査役就任(現任)	(注)4	58,500
監査役		足達 堅	昭和18年4月18日生	昭和46年4月 夏目達郎会計事務所 入所 昭和48年4月 大手町監査法人 勤務 昭和53年4月 公認会計士銀座共同事務所 入所 昭和55年8月 公認会計士登録 昭和55年12月 税理士登録 平成10年4月 足達会計事務所開業(現任) 平成15年12月 当社監査役就任(現任)	(注)5	27,800
監査役		佐野 洋二	昭和24年12月15日生	昭和50年4月 東京弁護士会登録 黒田法律事務所入所 昭和53年4月 日本アイ・ピー・エム株式会社入社 昭和55年4月 佐野法律事務所(現MOS合同法律事務所)開業(現任) 平成15年12月 当社監査役就任(現任)	(注)5	17,800
計						536,900

- (注) 1. 取締役木下邦彦は、社外取締役であります。
 2. 監査役足達堅及び監査役佐野洋二は、社外監査役であります。
 3. 平成27年8月27日開催の定時株主総会の終結の時から2年間
 4. 平成26年8月28日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
 5. 平成27年8月27日開催の定時株主総会の終結の時から4年間

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的考え方

当社及び当社グループは、株主をはじめ、お客様、取引先、従業員等全てのステークホルダーの信頼を得るために、長期にわたって企業価値を高める経営に取り組むべきであると考えております。

そのためにも、コーポレート・ガバナンスの一層の充実に向けて、経営の監督機能を維持・強化し、経営の健全性の充実を図るとともに、経営の透明性を高めるべく、適切な情報開示・積極的なIR活動に努めてまいります。

会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

ア．取締役会

当社を取り巻く経営環境は、めまぐるしく変化しており、経営の意思決定から業務執行までを迅速に対応するには少数精鋭による経営体制が適当であることから、取締役会は、5名の取締役により構成されております。

取締役会は、月1回の定例取締役会に加え、必要に応じて、臨時取締役会を開催し、重要事項の決議を行うとともに、業績の進捗状況及び経営方針に係る報告を行っております。当社取締役5名のうち1名は、社外取締役であり、社外取締役が、公認会計士としての企業会計に精通する専門家の知見と企業経営に対する高い見識をもとに、独立した立場から当社グループの経営への監督、関与ができる体制を整備しております。なお、当社は、社外取締役を独立役員として指定しております。

なお、当社は、社外取締役として期待される役割を十分に発揮できるよう、社外取締役との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令で定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。

イ．監査役会

当社は、監査役制度を採用し、監査役会を設置しております。監査役会は1名の常勤監査役と2名の社外監査役によって構成されております。当社は、社外監査役2名を独立役員として指定しておりますが、独立役員は、公認会計士及び弁護士であり、それぞれ独立した立場から経営に関する監視を行っております。

また、常勤監査役は、取締役会のほか経営会議等の社内の重要会議に出席するとともに、取締役等から直接業務執行の状況について聴取を行い、業務執行の状況やコンプライアンスに関する問題点を日常業務レベルで監視する体制を整備しており、経営監視機能の強化及び向上を図っております。

監査役及び監査役会は、内部監査を行う内部監査室から定期的に報告を受けるとともに、会計監査人であるUHY東京監査法人と意見交換を行う等、緊密な連携を取りながら適正な監査を実施しております。なお、当社は、社外監査役として期待される役割を十分に発揮できるよう、社外監査役2名との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令で定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。

ウ．内部監査

当社は、日々の業務がルールに沿って正しく運営されていることを確認する内部監査の重要性を踏まえ、内部監査室を設置し、担当者を1名任命し、計画的に実施しております。

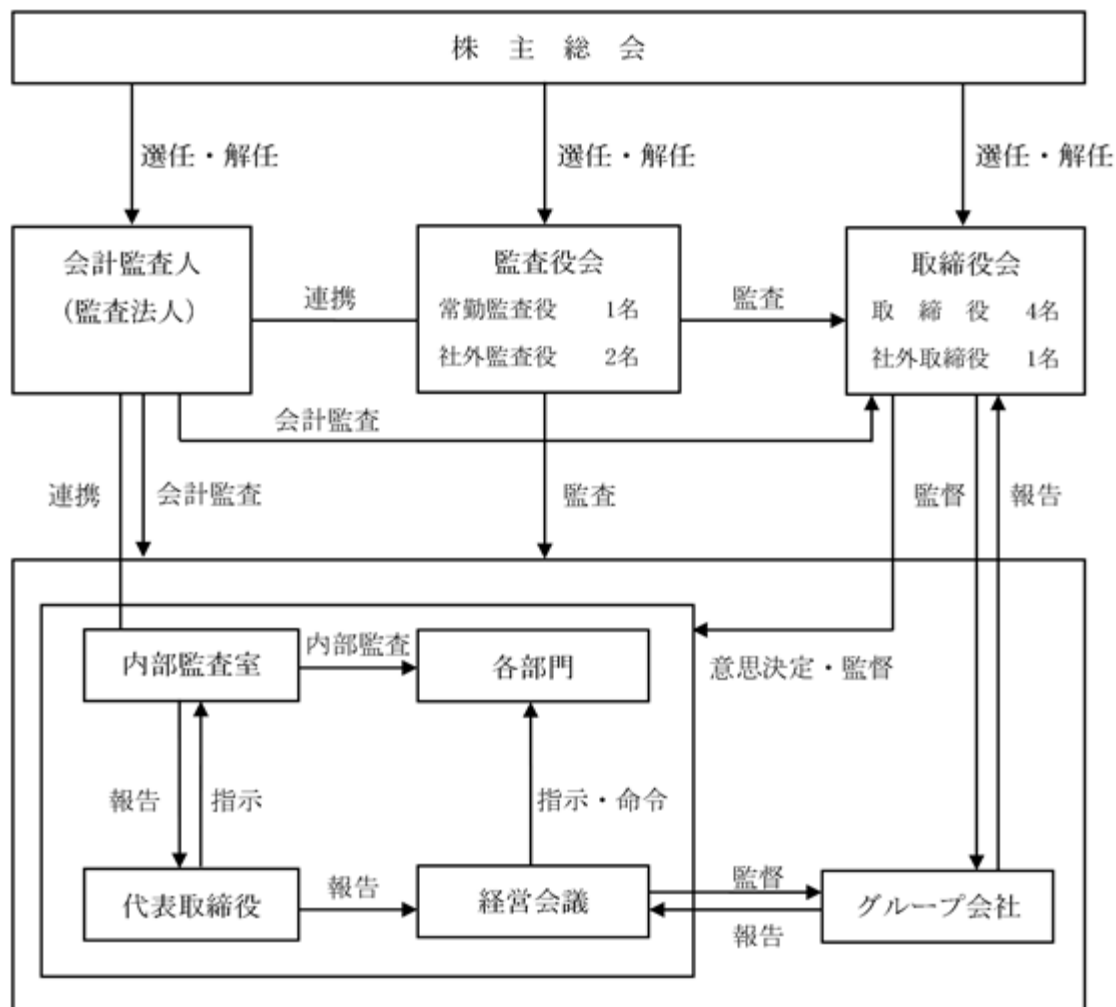
エ．会計監査の状況

会計監査人の名称 UHY東京監査法人

当社は、UHY東京監査法人と監査契約を結び、会計監査を受けております。業務執行した公認会計士は、谷田修一氏、鹿目達也氏の2名であります。なお、会計監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士4名、その他3名からなっております。

オ．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備の状況

当社の内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況は以下のとおりです。



．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、「企業行動憲章」を制定し、代表取締役社長が継続的にその精神を役員及び従業員に伝えることにより、法令遵守及び社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底しております。

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力排除に向けた体制を構築し、反社会的勢力とは一切の関係を遮断しております。また、財務計算に関する書類その他の情報の適正を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制の体制の整備を推進しており、これらの徹底を図るため、総務人事部においてコンプライアンスの取り組みを社内横断的に統括することとし、同部を中心に全社教育等を行っております。

当社は、内部監査室を設置し、内部監査担当者は、総務人事部と連携の上、コンプライアンスの状況を監査し、これらの活動を、定期的に取り締役会及び監査役会に報告をおこなっております。

また、法令上疑義のある行為について当社グループの役員及び従業員が直接情報提供を行う手段として「内部通報制度」を設置運営しております。

．取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

当社は、「文書取扱規程」及び「稟議規程」の定めるところにより、取締役の職務の執行にかかる情報を、文書または電磁的媒体に記録し、保存及び管理を行っており、取締役及び監査役は、これらの文書または記録を常時閲覧できることとしております。

．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理行動指針として「リスク管理規程」を制定し、役員及び従業員に周知しております。各担当部署は、固有のリスクに対応するため、規則、ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成配布等を行っており、全社横断的リスク状況の監視及び対応は総務人事部が行っております。定期的なリスク管理体制の見直しを経営会議において行い、問題点の把握と改善に努めることとしております。新たに生

じたりリスクについては、速やかに対応責任者となる取締役を定めて迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整えることとしております。

・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役及び従業員が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともに、この目標達成に向けて各部門が実施すべき具体的な目標及び権限分配を含めた効率的な達成方法を定めるため、以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図っております。

情報システムを利用し、その結果を迅速にデータ化することで、取締役会、経営会議が定期的にその結果をレビューし、効率化を阻害する要因を排除・低減するなどの改善を促すことにより、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を図っております。

- ・職務権限・意思決定ルールの策定
- ・経営会議の設置
- ・取締役会による中期経営計画の策定
- ・中期経営計画に基づく各部門毎の業績目標と予算の設定
- ・ITを活用した月次業績管理の実施
- ・取締役会及び経営会議による月次業績のレビューと改善策の実施

・当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社の子会社の業務の適正を確保するために、「関係会社管理規程」を制定し、同規程に従って、適切に管理しております。

当社は、子会社の自主性を尊重しつつも、子会社の業務及び取締役の職務の執行の状況を当社の取締役会及び経営会議にて定期的に報告を受け、会計業務、経営等に関する事項について適宜意見を提示するほか、子会社の重要事項は、当社取締役会及び経営会議において精査すること等により、子会社の取締役の職務の執行の効率化を図るとともに、その職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための統制を行うことで、当社グループの業務の適正を確保しております。

監査役は定期的に子会社の監査役等と意思疎通・情報交換を図り、必要に応じて子会社を調査することとしております。

当社の「内部通報制度」の窓口を、当社グループ共有のものとして設置するとともに、通報を行った者が当該報告をしたことを理由に当社グループ内で不利な扱いを受けないことを確保する体制を整備しております。

・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役は、必要に応じて内部監査担当者を補助者とし、監査業務に必要な事項を命令することができます。内部監査担当者は、監査役会との協議により監査役の要望した事項の臨時監査を実施し、その結果を監査役会に報告します。

監査役より監査業務に必要な命令を受けた補助者は、その命令に関して監査役以外の者の指揮命令を受けることはできません。この補助者の人事考課及び異動に関しては、監査役の意見を尊重することとしております。

・取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社は、監査役の要請に応じて下記の項目を主なものとする報告及び情報提供を行うこととするほか、常勤の監査役が取締役会のほか経営会議をはじめとする社内の重要会議等に出席し、自ら能動的に情報収集ができる体制を確保しております。

- ・当社の内部統制システム構築に関する各部署の状況
- ・当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
- ・業績及び業績見込の発表内容、重要開示書類の内容
- ・内部通報制度の運用及び通報の内容
- ・稟議書及び監査役から要求された会議議事録の回付の義務付け

当社グループの役員及び従業員は、当社グループに重大な損害を与える事項が発生または発生する恐れがある場合、当社グループの役員及び従業員による違法または不正を発見した場合、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、適時、適切な方法により監査役に報告することとしております。この監査役への報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁じ、その旨を当社グループの役員及び従業員に周知徹底しております。

・その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び従業員の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努めております。監査役は、代表取締役社長との定期的な意見交換会を開催し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行により経営監視機能の強化及び向上を図り、また、その職務の遂行上必要と認める場合には、弁護士、公認会計士、税理士等の外部の専門家を利用することができることとしております。

監査役が監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理することとしております。

カ．社外取締役及び社外監査役

当社は、社外からの経営チェック機能を果たすために、専門性、独立性の高い社外役員として、社外取締役1名、社外監査役2名を選任しております。当社は、社外役員の選任に際しては、当社が定める「社外役員の独立性に係る基準」に照らすとともに、経歴や当社との関係を踏まえ、一般株主と利益相反が生じる恐れがなく、社外役員として公正かつ専門的な監査・監督の機能を発揮できる十分な独立性が保たれていることを個別に判断しております。

社外取締役木下邦彦氏は、公認会計士としての専門性を活かし、主に営業活動の観点から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し選任しております。

社外監査役足達堅氏は、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、その専門性を活かし、経営監視の観点から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し選任しております。

社外監査役佐野洋二氏は、弁護士としての専門性を活かし、客観的・中立的立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し選任しております。

当社は、上記3名の社外役員を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

「5．役員状況」に記載のとおり、社外監査役2名はそれぞれ当社株式を保有しておりますが、その数は僅少であり、当社と社外取締役及び社外監査役との間に、人的関係、資本的関係または取引関係その他の特別な利害関係はありません。

なお、当社は、社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額としております。

キ．役員報酬の内容等

・役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

当社の取締役に対する報酬については、業績連動型の報酬制度を採用しております。

役員区分	報酬等の総額 (千円)	基本報酬 (千円)	賞与 (千円)	対象となる 役員の員数 (人)
取締役 (社外取締役を除く)	65,700	65,700	-	4
監査役 (社外監査役を除く)	13,200	13,200	-	1
社外役員	11,850	11,850	-	3
合計	90,750	90,750	-	8

(注) 1．株主総会の決議による取締役報酬限度額は、150,000千円であります。

2．株主総会の決議による監査役報酬限度額は、50,000千円であります。

・役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

・ 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

取締役の報酬は、定額報酬と業績連動報酬で構成しております。定額報酬は、各取締役の職務の内容及び責任等に応じて、経営環境等を勘案して報酬額を決定しております。業績連動報酬は、取締役の賞与について、当事業年度の当社及び当社グループの業績に基づき決定しております。

監査役の報酬は、当社グループ全体の職務執行に対する監査の職責を負うことから、定額報酬として、定められた額を支給しております。

ク．株式の保有状況

該当事項はありません。

ケ．コーポレート・ガバナンスの充実に向けた取組みの最近 1 年間における実施状況

当社の取締役会は毎月開催されており、平成27年 5 月期には臨時取締役会とあわせて27回開催し、経営の基本方針、会社の重要事項を協議決定いたしました。

監査役会につきましては、平成27年 5 月期に 8 回開催し、監査方針及び監査計画を協議決定いたしました。

コ．取締役の定数

当社の取締役は 7 名以内とする旨定款に定めております。

サ．取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

ア．自己株式の取得

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第 2 項の規定により、取締役会の決議をもって同条第 1 項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

イ．中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、取締役会の決議により、毎年11月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は会社法第309条第 2 項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	12,000	500	13,000	-
連結子会社	-	-	-	-
計	12,000	500	13,000	-

【その他重要な報酬の内容】

前事業年度(自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日)

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前事業年度(自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日)

当社が監査公認会計士等に支払っている非監査業務の内容としましては、財務デューデリジェンス業務があります。

当連結会計年度(自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日)

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は特に定めておりませんが、当社の属する業種、会社規模、監査日数等を勘案し決定しております。

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

また当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成していません。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成26年6月1日から平成27年5月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(平成26年6月1日から平成27年5月31日まで)の財務諸表について、UHY東京監査法人による監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には会計基準等の内容を適切に把握し、または会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、セミナーへ参加しております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年5月31日)	当連結会計年度 (平成27年5月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,273,261	1,446,531
売掛金	5,065	52,734
オークション未収入金	26,100	261,616
商品	462,129	352,947
製品	100,583	-
仕掛品	55,590	292,581
前渡金	235,137	139,975
繰延税金資産	40,994	75,524
その他	43,618	88,237
貸倒引当金	31	395
流動資産合計	2,242,449	2,709,754
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	97,355	97,355
減価償却累計額	89,944	91,584
建物及び構築物(純額)	7,410	5,770
機械装置及び運搬具	312,995	1,567,205
減価償却累計額	20,554	38,679
機械装置及び運搬具(純額)	292,440	528,525
土地	-	1,225,000
その他	34,728	35,106
減価償却累計額	29,164	31,490
その他(純額)	5,563	3,616
有形固定資産合計	305,415	560,412
投資その他の資産		
繰延税金資産	15,018	13,951
商品共同投資	240,853	-
その他	70,193	90,572
貸倒引当金	13,819	13,928
投資その他の資産合計	312,246	90,595
固定資産合計	617,661	651,008
資産合計	2,860,111	3,360,762

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年5月31日)	当連結会計年度 (平成27年5月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	4,669	31,896
オークション未払金	52,585	403,362
短期借入金	1,269,500	1,2361,500
1年内返済予定の長期借入金	28,500	1287,227
未払法人税等	20,310	43,365
賞与引当金	18,484	18,446
役員賞与引当金	24,415	-
その他	67,058	172,273
流動負債合計	912,523	1,318,070
固定負債		
長期借入金	249,375	1318,728
退職給付に係る負債	33,500	37,800
資産除去債務	7,386	7,497
繰延税金負債	-	25,239
その他	12,600	12,600
固定負債合計	302,861	401,864
負債合計	1,215,384	1,719,935
純資産の部		
株主資本		
資本金	920,203	926,742
資本剰余金	524,953	532,026
利益剰余金	412,053	394,484
自己株式	222,826	221,530
株主資本合計	1,634,383	1,631,723
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	1,708	1,708
その他の包括利益累計額合計	1,708	1,708
新株予約権	6,507	9,893
少数株主持分	5,544	919
純資産合計	1,644,727	1,640,827
負債純資産合計	2,860,111	3,360,762

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日)
売上高	1,385,463	2,948,057
売上原価	4 579,899	4 2,087,401
売上総利益	805,563	860,656
販売費及び一般管理費	1 670,017	1 782,891
営業利益	135,546	77,764
営業外収益		
受取利息	200	450
為替差益	1,726	3,520
未払配当金除斥益	-	731
受取保険金	1,800	-
受取査定報酬	721	656
その他	1,362	816
営業外収益合計	5,811	6,174
営業外費用		
支払利息	8,951	17,372
持分法による投資損失	1,054	-
デリバティブ評価損	-	12,127
新株予約権発行費用	8,147	-
その他	1,058	1,710
営業外費用合計	19,211	31,210
経常利益	122,147	52,728
特別利益		
固定資産売却益	-	2 63
新株予約権戻入益	1,777	-
特別利益合計	1,777	63
特別損失		
固定資産除却損	3 1,450	-
事務所移転費用	2,318	-
特別損失合計	3,769	-
税金等調整前当期純利益	120,155	52,791
法人税、住民税及び事業税	18,696	49,271
法人税等調整額	2,076	8,223
法人税等合計	16,620	41,048
少数株主損益調整前当期純利益	103,535	11,743
少数株主損失()	5,042	4,625
当期純利益	108,577	16,368

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	103,535	11,743
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	1,708	-
その他の包括利益合計	1,708	-
包括利益	101,826	11,743
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	106,869	16,368
少数株主に係る包括利益	5,042	4,625

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	792,971	397,721	313,455	222,826	1,281,322
当期変動額					
新株の発行	127,231	127,231			254,463
剰余金の配当			10,094		10,094
当期純利益			108,577		108,577
連結範囲の変動			114		114
自己株式の処分					-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	127,231	127,231	98,597	-	353,061
当期末残高	920,203	524,953	412,053	222,826	1,634,383

	その他の包括利益累計額		新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	-	-	7,416	-	1,288,738
当期変動額					
新株の発行					254,463
剰余金の配当					10,094
当期純利益					108,577
連結範囲の変動					114
自己株式の処分					-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1,708	1,708	908	5,544	2,926
当期変動額合計	1,708	1,708	908	5,544	355,988
当期末残高	1,708	1,708	6,507	5,544	1,644,727

当連結会計年度（自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	920,203	524,953	412,053	222,826	1,634,383
当期変動額					
新株の発行	6,539	6,539			13,079
剰余金の配当			33,937		33,937
当期純利益			16,368		16,368
連結範囲の変動					-
自己株式の処分		533		1,295	1,829
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	6,539	7,073	17,569	1,295	2,660
当期末残高	926,742	532,026	394,484	221,530	1,631,723

	その他の包括利益累計額		新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	1,708	1,708	6,507	5,544	1,644,727
当期変動額					
新株の発行					13,079
剰余金の配当					33,937
当期純利益					16,368
連結範囲の変動					-
自己株式の処分					1,829
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			3,385	4,625	1,239
当期変動額合計	-	-	3,385	4,625	3,899
当期末残高	1,708	1,708	9,893	919	1,640,827

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	120,155	52,791
減価償却費	18,447	27,154
貸倒引当金の増減額(は減少)	326	472
賞与引当金の増減額(は減少)	5,032	38
役員賞与引当金の増減額(は減少)	9,433	24,415
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	4,550	4,300
受取利息及び受取配当金	200	450
支払利息	8,951	17,372
新株予約権戻入益	1,777	-
デリバティブ評価損益(は益)	-	12,127
有形固定資産除却損	1,450	-
売上債権の増減額(は増加)	60,928	47,669
オークション未収入金の増減額(は増加)	144,849	235,516
たな卸資産の増減額(は増加)	395,550	29,225
前渡金の増減額(は増加)	164,057	95,162
仕入債務の増減額(は減少)	1,003	27,227
オークション未払金の増減額(は減少)	241,138	350,776
商品共同投資の増減額(は増加)	225,615	240,853
その他	10,658	42,699
小計	645,214	533,624
利息及び配当金の受取額	208	423
利息の支払額	8,406	17,616
法人税等の支払額	4,575	25,680
営業活動によるキャッシュ・フロー	657,986	490,750
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	301,367	280,255
有形固定資産の売却による収入	-	172
定期預金の預入による支出	425,000	505,000
定期預金の払戻による収入	425,000	375,000
投資有価証券の取得による支出	-	15,000
出資金の払込による支出	-	100
貸付けによる支出	10,000	-
貸付金の回収による収入	-	1,048
敷金及び保証金の差入による支出	8,655	2,078
敷金及び保証金の回収による収入	2,582	285
投資活動によるキャッシュ・フロー	317,440	425,927
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	696,500	335,000
長期借入れによる収入	285,000	360,000
長期借入金の返済による支出	7,125	31,920
株式の発行による収入	250,812	12,515
新株予約権の発行による収入	4,520	1,577
自己株式の処分による収入	-	1,820
配当金の支払額	10,056	33,756
少数株主からの払込みによる収入	4,900	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,224,550	24,764
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,367	3,212
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	247,754	43,270
現金及び現金同等物の期首残高	661,316	928,261
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	19,189	-
現金及び現金同等物の期末残高	928,261	971,531

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 3社

主要な連結子会社の名称

エーベック株式会社

シンワメディコ株式会社

Jオークション株式会社

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社の数 1社

関連会社の名称

ASIAN ART AUCTION ALLIANCE COMPANY LIMITED

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、当該会社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ デリバティブ

時価法を採用しております。

ハ たな卸資産

商品、製品及び仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

仕掛品の一部（仕掛部品）については先入先出法を適用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法）を採用しております。なお有形固定資産の一部（太陽光発電設備）については、定額法を適用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	8年～15年
機械及び装置	17年
車両運搬具	5年
その他	3年～15年

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

ハ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な現金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3カ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

(連結貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年5月31日)	当連結会計年度 (平成27年5月31日)
定期預金	300,000千円	400,000千円
機械装置	-	234,421
土地	-	20,000

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年5月31日)	当連結会計年度 (平成27年5月31日)
短期借入金	480,000千円	300,000千円
1年内返済予定長期借入金	-	17,332
長期借入金	-	242,668

2 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため前連結会計年度末は取引銀行2行と、当連結会計年度末は取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年5月31日)	当連結会計年度 (平成27年5月31日)
当座貸越極度額の総額	800,000千円	1,500,000千円
借入実行残高	480,000千円	300,000千円
差引額	320,000千円	1,200,000千円

(連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日)
役員報酬	86,709千円	110,700千円
給料及び手当	165,264千円	202,005千円
地代家賃	80,994千円	98,633千円
退職給付費用	4,850千円	5,050千円
役員賞与引当金繰入額	24,414千円	-千円
賞与引当金繰入額	18,484千円	18,446千円

2 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日)
機械装置及び運搬具	-千円	63千円

3 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日)
建物及び構築物	1,428千円	-千円
その他	22	-
計	1,450	-

4 期末商品は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次の商品評価損が売上原価に含まれておりません。

	前連結会計年度 (自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日)
	41,840千円	100,263千円

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日)
為替換算調整勘定：		
当期発生額	1,708千円	-千円
組替調整額		
税効果調整前	1,708	-
税効果額	-	-
為替換算調整勘定	1,708	-
その他の包括利益合計	1,708	-

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成25年6月1日至平成26年5月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末株 式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)2	59,069	6,457,031	-	6,516,100
合計	59,069	6,457,031	-	6,516,100
自己株式				
普通株式(注)3	8,598	851,202	-	859,800
合計	8,598	851,202	-	859,800

(注)1. 当社は、平成25年12月1日付で、普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。

2. 普通株式の発行済株式総数の増加6,457,031株は、株式分割による増加6,095,331株及び新株予約権の行使による増加361,700株であります。

3. 普通株式の自己株式の株式数の増加851,202株は、上記1の株式分割によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	平成22年第2回新株予 約権(注)1,3	普通株式	1,350	84,150	85,500	-	-
	平成25年第5回新株予 約権(注)1,3	普通株式	2,870	257,400	123,470	136,800	109
	平成25年第7回新株予 約権(注)2,3	普通株式	-	876,250	111,250	765,000	2,279
	平成25年第8回新株予 約権(注)2,3	普通株式	-	98,020	20	98,000	627
	平成25年第9回新株予 約権(注)2,3	普通株式	-	300,000	5,000	295,000	885
	平成22年第4回ストッ ク・オプションとして の新株予約権	-	-	-	-	-	2,606
合計	-	-	4,220	1,615,820	325,240	1,294,800	6,507

(注)1. 当連結会計年度増加は、平成25年12月1日付株式分割(普通株式1株につき100株の割合)によるものであります。

2. 当連結会計年度増加は、新株予約権の発行及び平成25年12月1日付株式分割(普通株式1株につき100株の割合)によるものであります。

3. 当連結会計年度減少は、新株予約権の行使によるものであります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成25年8月29日 定時株主総会	普通株式	10,094	200	平成25年5月31日	平成25年8月30日

(注) 当社は平成25年12月1日付で、普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。1株当たりの配当額は、株式分割前の金額で記載しております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年8月28日 定時株主総会	普通株式	33,937	利益剰余金	6	平成26年5月31日	平成26年8月29日

当連結会計年度(自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末株 式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1	6,516,100	46,800	-	6,562,900
合計	6,516,100	46,800	-	6,562,900
自己株式				
普通株式(注)2	859,800	-	5,000	854,800
合計	859,800	-	5,000	854,800

(注)1. 普通株式の発行済株式総数の増加46,800株は、新株予約権の行使による増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少5,000株は、新株予約権の行使に伴う自己株式の処分による減少であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社 (親会社)	平成25年第5回新株予約権(注)1	普通株式	136,800	-	26,800	110,000	88
	平成25年第7回新株予約権(注)2,3	普通株式	765,000	1,989	-	766,989	2,279
	平成25年第8回新株予約権	普通株式	98,000	-	-	98,000	627
	平成25年第9回新株予約権	普通株式	295,000	-	-	295,000	885
	平成26年第12回新株予約権(注)1,4	普通株式	-	300,000	5,000	295,000	560
	平成26年第14回新株予約権(注)4	普通株式	-	559,800	-	559,800	1,007
	平成22年第4回ストック・オプションとしての 新株予約権	-	-	-	-	-	2,063
	平成25年第10回ストック・オプションとしての 新株予約権(注)5	-	-	-	-	-	-
	平成26年第11回ストック・オプションとしての 新株予約権(注)5	-	-	-	-	-	-
	平成26年第13回ストック・オプションとしての 新株予約権(注)6	-	-	-	-	-	2,381
合計	-	-	1,294,800	861,789	31,800	2,124,789	9,893

(注)1. 当連結会計年度減少は、新株予約権の行使によるものであります。

2. 当連結会計年度増加は、平成26年6月5日付第11回ストック・オプションとしての新株予約権の発行に伴い、新株予約権の目的となる株式の数の調整を行ったことによるものであります。

3. 行使期間の満了により、本有価証券報告書提出日現在において消滅しております。

4. 当連結会計年度増加は、新株予約権の発行によるものであります。

5. 権利行使期間の初日が到来する以前に、発行要項中の取得条項に従って当社が取得し、消却したストック・オプションとしての新株予約権であります。

6. 権利行使期間の初日が到来していないストック・オプションとしての新株予約権であります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年8月28日 定時株主総会	普通株式	33,937	6	平成26年5月31日	平成26年8月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年8月27日 定時株主総会	普通株式	34,248	利益剰余金	6	平成27年5月31日	平成27年8月28日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日)
現金及び預金勘定	1,273,261千円	1,446,531千円
預入期間が3か月を超える定期預金	345,000	475,000
現金及び現金同等物	928,261	971,531

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業計画に照らして、必要な資金を主に銀行借入により調達しております。一時的な余剰資金の運用は銀行預金に限定しており、それ以外の金融商品による運用は行っておりません。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

オークション事業における営業債権は顧客の信用リスクに晒されております。

前渡金はオークション出品者に対して、予想される落札に対するオークション出品代金の一部の前渡しをするものであり、不落札になった場合は顧客の信用リスクがあります。

短期借入金は主に商品の仕入及び前渡金に係る運転資金の調達を目的としております。

長期借入金は設備投資に係る資金調達及び長期的な運転資金の調達を目的としております。そのうち設備投資に係る長期借入金は金利変動リスクに晒されておりますが、その一部はデリバティブ取引(金利スワップ取引)を利用してヘッジしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行に係るリスク)の管理

オークション事業の売掛金及びオークション未収入金に係る顧客の信用リスクは、落札代金の入金確認後に作品を引き渡すことによりリスク低減を図っております。前渡金はオークション出品者に対して、予想される落札に対するオークション出品代金の一部の前渡しをするものであり、作品の預り及び販売委託契約締結後の支払を条件としており、リスク低減を図っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社グループは、長期借入金に係る支払利息の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

各部署からの報告に基づき、担当部署が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ契約に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（平成26年5月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	1,273,261	1,273,261	-
(2) 売掛金	5,065		
貸倒引当金 *1	0		
	5,064	5,064	-
(3) オークション未収入金	26,100		
貸倒引当金 *2	30		
	26,069	26,069	-
(4) 前渡金	235,137	235,137	-
資産計	1,539,533	1,539,533	-
(1) 買掛金	4,669	4,669	-
(2) オークション未払金	52,585	52,585	-
(3) 短期借入金	696,500	696,500	-
(4) 1年内返済予定の長期借入金	28,500	28,500	-
(5) 長期借入金	249,375	249,375	-
負債計	1,031,629	1,031,629	-

(*1) 売掛金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(*2) オークション未収入金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

当連結会計年度（平成27年5月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	1,446,531	1,446,531	-
(2) 売掛金	52,734		
貸倒引当金 *1	7		
	52,726	52,726	-
(3) オークション未収入金	261,616		
貸倒引当金 *2	383		
	261,233	261,233	-
(4) 前渡金	139,975	139,975	-
資産計	1,900,466	1,900,466	-
(1) 買掛金	31,869	31,869	-
(2) オークション未払金	403,362	403,362	-
(3) 短期借入金	361,500	361,500	-
(4) 1年内返済予定の長期借入金	287,227	287,227	-
(5) 長期借入金	318,728	318,728	-
負債計	1,402,686	1,402,686	-
デリバティブ取引 *3	(12,127)	(12,127)	-

(*1)売掛金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(*2)オークション未収入金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(*3)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金 (2) 売掛金 (3) オークション未収入金 (4) 前渡金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金 (2) オークション未払金 (3) 短期借入金 (4) 1年内返済予定の長期借入金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

2. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度（平成26年5月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,273,261	-	-	-
売掛金	5,065	-	-	-
オークション未収入金	26,100	-	-	-
前渡金	235,137	-	-	-
合計	1,539,564	-	-	-

当連結会計年度（平成27年5月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,446,531	-	-	-
売掛金	52,734	-	-	-
オークション未収入金	261,616	-	-	-
前渡金	139,975	-	-	-
合計	1,900,856	-	-	-

3. 借入金の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度（平成26年5月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	696,500	-	-	-	-	-
1年内返済予定の長期借入金	28,500	-	-	-	-	-
長期借入金	-	249,375	-	-	-	-
合計	725,000	249,375	-	-	-	-

当連結会計年度（平成27年5月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	361,500	-	-	-	-	-
1年内返済予定の長期借入金	287,227	-	-	-	-	-
長期借入金	-	37,852	37,852	37,852	31,832	173,340
合計	648,727	37,852	37,852	37,852	31,832	173,340

(有価証券関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度

該当事項はありません。

当連結会計年度(平成27年5月)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

金利関係

区分	取引の種類	契約額等 (千円)	契約額等のうち1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引以外の取引	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	255,667	242,668	12,127	12,127
合計		255,667	242,668	12,127	12,127

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、退職金規程に基づく退職一時金制度を採用しております。当社及び連結子会社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	28,950千円	33,500千円
退職給付費用	4,850	5,050
退職給付の支払額	150	450
その他	150	300
退職給付に係る負債の期末残高	33,500	37,800

(注) その他は、退職金の実際支給額が引当額を下回ったために生じた戻入額であります。

3. 退職給付費用に関する事項

	前連結会計年度 (自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日)
簡便法で計算した退職給付費用	4,850千円	5,050千円

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日)
販売費及び一般管理費の株式報酬費用	-	2,381

2. スtock・オプションの消却による利益計上額及び科目名

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日)
特別利益(新株予約権戻入益)(注)	1,777	-

(注) 平成25年第6回新株予約権によるストック・オプションの消却によるものであります。

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成22年第4回新株予約権による ストック・オプション	平成25年第10回新株予約権による ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員23名	当社の従業員23名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1,2	普通株式240,000株	普通株式230,000株
付与日	平成22年11月2日	平成25年11月25日
権利確定条件	権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし取締役会が正当な事由があると認められた場合はこの限りではない。	権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし取締役会が正当な事由があると認められた場合はこの限りではない。
対象勤務期間	自 平成22年11月2日 至 平成24年11月1日	自 平成25年11月25日 至 平成27年11月24日
権利行使期間	自 平成24年11月2日 至 平成27年11月1日	自 平成27年11月25日 至 平成30年11月24日

	平成26年第11回新株予約権による ストック・オプション	平成26年第13回新株予約権による ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員26名	当社の従業員26名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式142,000株	普通株式160,000株
付与日	平成26年6月5日	平成26年11月25日
権利確定条件	権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし取締役会が正当な事由があると認められた場合はこの限りではない。	権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし取締役会が正当な事由があると認められた場合はこの限りではない。
対象勤務期間	自 平成26年6月5日 至 平成28年6月4日	自 平成26年11月25日 至 平成28年11月24日
権利行使期間	自 平成28年6月5日 至 平成31年6月4日	自 平成28年11月25日 至 平成31年11月24日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 当社は、平成25年12月1日付で、普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これに伴い新株予約権の目的となる株式の数は、調整後の株式の数を記載しております。
3. 第10回新株予約権によるストック・オプションは発行時に定めた条件に抵触したため、平成26年6月9日開催の取締役会決議により、当社が平成26年6月30日付で当該新株予約権を無償で取得し、その全てを消却しております。
4. 第11回新株予約権によるストック・オプションは発行時に定めた条件に抵触したため、平成26年12月16日開催の取締役会決議により、当社が平成26年12月31日付で当該新株予約権を無償で取得し、その全てを消却しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成27年5月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	平成22年第4回新株予約権によるストック・オプション (注)1	平成25年第10回新株予約権によるストック・オプション (注)1	平成26年第11回新株予約権によるストック・オプション	平成26年第13回新株予約権によるストック・オプション
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	-	230,000	-	-
付与	-	-	142,000	160,000
失効	-	230,000	142,000	-
権利確定	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	160,000
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	96,000	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
権利行使	20,000	-	-	-
失効	-	-	-	-
未行使残	76,000	-	-	-

(注)1. 当社は、平成25年12月1日付で、普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これに伴い新株予約権の目的となる株式の数は、調整後の株式の数を記載しております。

2. 第10回新株予約権によるストック・オプションは発行時に定めた条件に抵触したため、平成26年6月9日開催の取締役会決議により、当社が平成26年6月30日付で当該新株予約権を無償で取得し、その全てを消却しております。
3. 第11回新株予約権によるストック・オプションは発行時に定めた条件に抵触したため、平成26年12月16日開催の取締役会決議により、当社が平成26年12月31日付で当該新株予約権を無償で取得し、その全てを消却しております。

単価情報

	平成22年第4回新株予約権によるストック・オプション	平成25年第10回新株予約権によるストック・オプション	平成26年第11回新株予約権によるストック・オプション	平成26年第13回新株予約権によるストック・オプション
権利行使価格 (円)	205	682	361	348
行使時平均株価 (円)	386	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	27	185	93	69

4. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成26年第11回新株予約権及び平成26年第13回新株予約権によるストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 モンテカルロ・シミュレーション

主な基礎数値及び見積方法

	第11回新株予約権	第13回新株予約権
株価変動性	77.45%	61.28%
予想残存期間	3.5年	3.5年
予想配当	1.66%	1.74%
無リスク利息率	0.122%	0.042%

5. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

過去の従業員の就業状況等を勘案し、権利確定数の見積数を算出しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成26年5月31日)	当連結会計年度 (平成27年5月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金否認額	6,580千円	6,121千円
退職給付に係る負債否認額	11,926	12,209
未払事業税否認額	1,265	3,352
減価償却超過額	3,092	1,393
貸倒引当金否認額	4,930	4,626
棚卸商品評価損否認額	32,537	58,191
関係会社株式評価損否認額	7,262	6,589
資産除去費用	4,626	4,773
繰越欠損金	7,232	24,411
その他	15,892	15,279
繰延税金資産小計	95,346	136,948
評価性引当額	39,333	47,472
繰延税金資産合計	56,013	89,476
繰延税金負債		
特別償却準備金	-	25,239
繰延税金負債合計	-	25,239
繰延税金資産の純額	56,013	64,236

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成26年5月31日)	当連結会計年度 (平成27年5月31日)
法定実効税率	38.0%	35.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	9.5	4.7
住民税均等割	1.5	3.4
株式報酬費用	-	1.6
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.5	17.1
子会社との税率差異による影響額	-	0.6
評価性引当の増減	36.7	14.9
その他	-	0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	13.8	77.8

注) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産の計算に使用する法定実効税率は、従来の35.6%から平成27年6月1日に開始する連結会計年度において解消が見込まれる一時差異等については33.1%に、平成28年6月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.3%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額は5,578千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

太陽光発電設備用の土地の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から21年と見積り、割引率は1.5%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

八 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日)
期首残高	- 千円	7,386千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	7,313	-
時の経過による調整額	72	110
資産除去債務の履行による減少額	-	-
その他増減額(は減少)	-	-
期末残高	7,386	7,497

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象になっているものであります。

当社及び当社の連結子会社は、オークションの企画、運営を行うオークション関連事業と再生可能エネルギー関連事業、医療機関向け支援事業を行っております。

したがって、当社グループは製品・サービス別のセグメントから構成されており、「オークション関連事業」及び「再生可能エネルギー関連事業」の2つを報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度(自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			その他	合計
	オークション 関連事業	再生可能エネ ルギー関連事 業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	1,194,284	190,303	1,384,587	876	1,385,463
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-
計	1,194,284	190,303	1,384,587	876	1,385,463
セグメント利益又は損失()	148,339	563	147,776	12,229	135,546
セグメント資産	2,234,093	613,989	2,848,083	12,027	2,860,111
その他の項目					
減価償却費	7,113	10,152	17,266	298	17,565
有形固定資産の増減額	5,405	302,380	307,785	813	308,599

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、医療機関向け支援事業を含んでおります。

2. セグメント利益又は損失()の合計額は、連結損益計算書の営業利益と一致しております。

当連結会計年度(自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			その他	合計
	オークション 関連事業	再生可能エネ ルギー関連事 業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	1,140,671	1,807,074	2,947,745	312	2,948,057
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-
計	1,140,671	1,807,074	2,947,745	312	2,948,057
セグメント利益又は損失()	5,878	75,102	80,980	3,215	77,764
セグメント資産	2,352,704	999,636	3,352,340	8,422	3,360,762
その他の項目					
減価償却費	4,919	22,022	26,941	212	27,154
有形固定資産の増減額	3,461	278,794	282,255	-	282,255

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、医療機関向け支援事業を含んでおります。

2. セグメント利益又は損失()の合計額は、連結損益計算書の営業利益と一致しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成25年 6月 1日 至 平成26年 5月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

製品及びサービスの区分が報告セグメントと同一であるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所有している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため記載はありません。

当連結会計年度（自 平成26年 6月 1日 至 平成27年 5月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

製品及びサービスの区分が報告セグメントと同一であるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所有している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成25年 6月 1日 至 平成26年 5月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成26年 6月 1日 至 平成27年 5月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成25年 6月 1日 至 平成26年 5月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成26年 6月 1日 至 平成27年 5月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 平成25年 6月 1日 至 平成26年 5月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成26年 6月 1日 至 平成27年 5月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の関連会社等

前連結会計年度（自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
関連会社	ASIAN ART AUCTION ALLIANCE COMPANY LIMITED	香港	HKD 8,055,001	オークション開催の企画運営、美術品売買	所有 直接21.1% 間接6.1%	役員の兼務 オークション業務委託	オークション未収入金の回収	76,174	オークション未収入金	889

当連結会計年度（自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日）

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の子会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の関連会社等

前連結会計年度（自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
関連会社	ASIAN ART AUCTION ALLIANCE COMPANY LIMITED	香港	HKD 8,055,001	オークション開催の企画運営、美術品売買	所有 直接21.1% 間接6.1%	役員の兼務 オークション業務委託	オークション未収入金の回収	81,047	オークション未収入金	4,366

当連結会計年度（自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日）

該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員	中川健治	-	-	当社代表取締役 専務取締役 エーベック㈱取締役	（被所有） 直接2.6%	太陽光発電所の販売	太陽光発電所の販売	44,666	-	-

(注) 1. 取引金額には消費税は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

取引金額については、一般の取引条件と同様に決定しております。

(ウ) 連結財務諸表提出会社の重要な子会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等
前連結会計年度(自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日)
該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
重要な子会社の役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	(株)ルーツビジネスサポート	東京都世田谷区	10	税理士事務所	-	太陽光発電所の販売 役員の兼任	太陽光発電所の販売	25,148	-	-

- (注) 1. 取引金額には消費税は含まれておりません。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
取引金額については、一般の取引条件と同様に決定しております。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成25年 6月 1日 至 平成26年 5月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年 6月 1日 至 平成27年 5月31日)
1株当たり純資産額	288.65円	285.56円
1株当たり当期純利益金額	20.39円	2.89円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	19.49円	2.51円

(注) 1. 当社は、平成25年12月1日付で、普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年 5月31日)	当連結会計年度 (平成27年 5月31日)
純資産の部の合計額(千円)	1,644,727	1,640,827
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	12,052	10,812
(うち新株予約権(千円))	(6,507)	(9,893)
(うち少数株主持分(千円))	(5,544)	(919)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	1,632,674	1,630,014
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	5,656,300	5,708,100

3. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成25年 6月 1日 至 平成26年 5月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年 6月 1日 至 平成27年 5月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益金額(千円)	108,577	16,368
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	108,577	16,368
期中平均株式数(株)	5,324,921	5,663,991
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	245,194	858,818
(うち新株予約権(株))	(157,067)	(805,989)
(うちストック・オプション(株))	(88,127)	(52,829)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	-

(重要な後発事象)

当社は平成27年8月25日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得すること及びその具体的な取得方法について決議いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため。

(2) 自己株式取得に関する取締役会の決議内容

取得する株式の種類

当社普通株式

取得する株式の総数

200,000株(上限)

取得価額の総額

50,000千円(上限)

取得する期間

平成27年8月26日～平成27年9月10日

取得の方法

東京証券取引所における市場買付

(証券会社による投資一任方式)

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	696,500	361,500	1.59	-
1年以内に返済予定の長期借入金	28,500	287,227	2.17	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	249,375	318,728	1.59	平成31年～42年
合計	974,375	967,455	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	37,852	37,852	37,852	31,832

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	262,161	816,240	1,306,873	2,948,057
税金等調整前当期純利益金額 又は税金等調整前四半期純損失金額()(千円)	67,667	15,175	131,285	52,791
当期純利益金額又は四半期純損失金額()(千円)	50,124	24,743	98,099	16,368
1株当たり当期純利益金額 又は1株当たり四半期純損失金額()(円)	8.86	4.37	17.33	2.89

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 又は1株当たり四半期純損失金額()(円)	8.86	4.48	12.96	20.16

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年5月31日)	当事業年度 (平成27年5月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,121,435	1,408,686
売掛金	370	5,118
オークション未収入金	2,320,391	2,261,616
商品	462,129	352,788
前渡金	230,137	103,175
関係会社短期貸付金	83,500	235,500
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	28,500	249,375
繰延税金資産	40,994	65,711
その他	327,546	379,668
貸倒引当金	31	395
流動資産合計	2,014,974	2,761,246
固定資産		
有形固定資産		
建物		
減価償却累計額	89,944	91,584
建物(純額)	7,410	5,770
車両運搬具		
減価償却累計額	10,114	6,357
車両運搬具(純額)	567	2,454
工具、器具及び備品		
減価償却累計額	28,866	30,905
工具、器具及び備品(純額)	4,982	3,173
有形固定資産合計	12,960	11,398
投資その他の資産		
関係会社株式	50,100	92,145
出資金	500	500
敷金及び保証金	51,520	50,723
長期未収入金	16,382	16,668
関係会社長期貸付金	249,375	-
繰延税金資産	15,018	13,951
商品共同投資	240,853	-
貸倒引当金	13,819	13,928
投資その他の資産合計	609,930	160,060
固定資産合計	622,891	171,459
資産合計	2,637,865	2,932,705

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年5月31日)	当事業年度 (平成27年5月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	4,669	31,896
オークション未払金	² 52,585	² 403,362
短期借入金	480,000	300,000
1年内返済予定の長期借入金	28,500	269,895
未払金	³ 30,954	³ 35,746
未払法人税等	19,880	42,935
前受金	15,648	15,519
未払消費税等	-	48,571
賞与引当金	18,484	17,756
役員賞与引当金	24,415	-
その他	10,049	8,284
流動負債合計	685,186	1,173,965
固定負債		
長期借入金	249,375	76,060
退職給付引当金	33,500	37,800
長期預り金	12,600	12,600
固定負債合計	295,475	126,460
負債合計	980,661	1,300,425
純資産の部		
株主資本		
資本金	920,203	926,742
資本剰余金		
資本準備金	524,953	531,492
その他資本剰余金	-	533
資本剰余金合計	524,953	532,026
利益剰余金		
利益準備金	37,687	37,687
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	390,679	347,459
利益剰余金合計	428,366	385,147
自己株式	222,826	221,530
株主資本合計	1,650,696	1,622,386
新株予約権	6,507	9,893
純資産合計	1,657,204	1,632,279
負債純資産合計	2,637,865	2,932,705

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日)	当事業年度 (自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日)
売上高	1,169,835	1,093,697
売上原価	402,981	445,709
売上総利益	766,854	647,987
販売費及び一般管理費	1,261,983	1,261,764
営業利益	150,870	30,353
営業外収益		
受取利息	15,042	19,530
受取査定報酬	721	656
為替差益	1,554	3,320
受取保険金	1,800	-
未払配当金除斥益	-	731
貸倒引当金戻入額	326	-
その他	947	696
営業外収益合計	10,392	14,935
営業外費用		
支払利息	7,724	12,365
新株予約権発行費用	8,147	-
その他	764	121
営業外費用合計	16,636	12,487
経常利益	144,627	32,801
特別利益		
固定資産売却益	-	363
新株予約権戻入益	1,777	-
特別利益合計	1,777	63
特別損失		
固定資産除却損	41,450	-
関係会社株式評価損	1,440	16,954
事務所移転費用	2,318	-
特別損失合計	5,210	16,954
税引前当期純利益	141,195	15,910
法人税、住民税及び事業税	18,266	48,841
法人税等調整額	2,076	23,650
法人税等合計	16,190	25,191
当期純利益又は当期純損失()	125,004	9,281

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日）

(単位：千円)

	株主資本							自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	792,971	397,721	397,721	37,687	275,768	313,455	222,826	1,281,322	
当期変動額									
新株の発行	127,231	127,231	127,231					254,463	
剰余金の配当					10,094	10,094		10,094	
当期純利益					125,004	125,004		125,004	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	127,231	127,231	127,231	-	114,910	114,910	-	369,373	
当期末残高	920,203	524,953	524,953	37,687	390,679	428,366	222,826	1,650,696	

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	7,416	1,288,738
当期変動額		
新株の発行		254,463
剰余金の配当		10,094
当期純利益		125,004
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	908	908
当期変動額合計	908	368,465
当期末残高	6,507	1,657,204

当事業年度（自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
						繰越利益剰余金			
当期首残高	920,203	524,953	-	524,953	37,687	390,679	428,366	222,826	1,650,696
当期変動額									
新株の発行	6,539	6,539		6,539					13,079
剰余金の配当						33,937	33,937		33,937
当期純損失（ ）						9,281	9,281		9,281
自己株式の処分			533	533				1,295	1,829
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	6,539	6,539	533	7,073	-	43,219	43,219	1,295	28,310
当期末残高	926,742	531,492	533	532,026	37,687	347,459	385,147	221,530	1,622,386

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	6,507	1,657,204
当期変動額		
新株の発行		13,079
剰余金の配当		33,937
当期純損失（ ）		9,281
自己株式の処分		1,829
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	3,385	3,385
当期変動額合計	3,385	24,924
当期末残高	9,893	1,632,279

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

個別法による原価法(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8年～15年

車両運搬具 5年

工具、器具及び備品 3年～15年

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。

なお、当社は、従業員数300人未満の小規模企業等に該当するため、簡便法を採用しております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(貸借対照表関係)

1. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年5月31日)	当事業年度 (平成27年5月31日)
定期預金	300,000千円	400,000千円

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年5月31日)	当事業年度 (平成27年5月31日)
短期借入金	480,000千円	300,000千円

2. オークション未収入金及びオークション未払金は、オークション事業により発生する落札者及び出品者に対する未決済債権及び債務残高であります。

なお、オークション未収入金及びオークション未払金の期末残高は、期末日とオークション開催日との関係によって増減いたします。

3. 関係会社項目

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (平成26年5月31日)	当事業年度 (平成27年5月31日)
短期金銭債権	4,065千円	5,424千円
短期金銭債務	535	547

4. 保証債務

次の関係会社等について、金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

	前事業年度 (平成26年5月31日)	当事業年度 (平成27年5月31日)
エーベック株式会社(借入債務)	215,000千円	320,000千円

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日)	当事業年度 (自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日)
関係会社への売上高	- 千円	10,439千円
関係会社への販売手数料	7,535	2,924
関係会社からの受取利息	4,855	9,374

2. 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度32.5%、当事業年度32.3%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度67.5%、当事業年度67.7%であります。

販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日)	当事業年度 (自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日)
役員報酬	78,309千円	90,750千円
給料及び手当	146,067	154,954
地代家賃	80,994	92,544
賞与引当金繰入額	18,484	17,756
役員賞与引当金繰入額	24,414	-
退職給付費用	4,850	5,050
減価償却費	6,197	4,347

3. 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日)	当事業年度 (自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日)
車両運搬具	- 千円	63千円

4. 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日)	当事業年度 (自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日)
建物	1,428千円	- 千円
車両運搬具	0	-
工具、器具及び備品	22	-

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

1. 子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額92,145千円の内訳は子会社株式92,145千円、関連会社株式0千円、前事業年度の貸借対照表計上額50,100千円の内訳は子会社株式50,100千円、関連会社株式0千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、関連会社株式について1,440千円の減損処理を実施しております。

当事業年度において、子会社株式について16,954千円の減損処理を実施しております。

なお、減損処理にあたっては、期末における実質価額が貸借対照表計上額に比べ50%以上下落した場合に、回復可能性を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成26年5月31日)	当事業年度 (平成27年5月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金否認額	6,580千円	5,877千円
退職給付引当金否認額	11,926	12,209
未払事業税否認額	1,112	3,352
減価償却超過額	2,353	1,393
貸倒引当金否認額	4,930	4,626
棚卸商品評価損否認額	32,537	58,191
関係会社株式評価損否認額	7,262	12,065
資産除去費用否認額	4,626	4,454
その他	16,388	14,805
繰延税金資産小計	87,718	116,976
評価性引当額	31,705	37,313
繰延税金資産合計	56,013	79,663
繰延税金負債合計	-	-
繰延税金資産の純額	56,013	79,663

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成26年5月31日)	当事業年度 (平成27年5月31日)
法定実効税率	38.0%	35.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	7.7	12.9
住民税均等割	1.0	8.6
株式報酬費用	-	5.3
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.3	63.8
評価性引当額	36.2	35.3
その他	0.3	3.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	11.5	158.3

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産の計算に使用する法定実効税率は、従来の35.6%から平成27年6月1日に開始する事業年度において解消が見込まれる一時差異等については33.1%に、平成28年6月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.3%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額は6,342千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

(重要な後発事象)

当社は平成27年8月25日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得すること及びその具体的な取得方法について決議いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため。

(2) 自己株式取得に関する取締役会の決議内容

取得する株式の種類

当社普通株式

取得する株式の総数

200,000株(上限)

取得価額の総額

50,000千円(上限)

取得する期間

平成27年8月26日～平成27年9月10日

取得の方法

東京証券取引所における市場買付

(証券会社による投資一任方式)

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期償却額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)
有形固定資産						
建物	97,355	-	-	1,639	97,355	91,584
車両運搬具	10,681	3,232	5,101	1,240	8,812	6,357
工具、器具及び備品	33,849	229	-	2,038	34,078	30,905
有形固定資産計	141,886	3,461	5,101	4,919	140,246	128,847

(注) 当期首残高及び当期末残高は、取得価額で記載しております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	13,850	679	207	14,323
賞与引当金	18,484	17,756	18,484	17,756
役員賞与引当金	24,415	-	24,415	-

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	6月1日から5月31日まで
定時株主総会	8月中
基準日	5月31日
剰余金の配当の基準日	11月30日 5月31日
1単元の株式数	100株
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし事故その他のやむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL http://www.shinwa-art.com/
株主に対する特典	なし

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度（第25期）（自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日）平成26年8月29日関東財務局長に提出。
- (2) 内部統制報告書及びその添付書類
平成26年8月29日関東財務局長に提出
- (3) 四半期報告書及び確認書
第26期第1四半期（自 平成26年6月1日 至 平成26年8月31日）平成26年10月15日関東財務局長に提出。
第26期第2四半期（自 平成26年9月1日 至 平成26年11月30日）平成27年1月14日関東財務局長に提出。
第26期第3四半期（自 平成26年12月1日 至 平成27年2月28日）平成27年4月14日関東財務局長に提出。
- (4) 臨時報告書
平成26年9月1日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書であります。
平成26年11月10日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（当社取締役及び監査役に対する新株予約権の発行）の規定に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成27年 8月28日

シンワアートオークション株式会社

取締役会 御中

UHY東京監査法人

指 定 社 員 公認会計士 谷 田 修 一 印
業 務 執 行 社 員指 定 社 員 公認会計士 鹿 目 達 也 印
業 務 執 行 社 員

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているシンワアートオークション株式会社の平成26年6月1日から平成27年5月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シンワアートオークション株式会社及び連結子会社の平成27年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、シンワアートオークション株式会社の平成27年5月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、シンワアートオークション株式会社が平成27年5月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は、当社が連結財務諸表に添付する形で、別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成27年8月28日

シンワアートオークション株式会社

取締役会 御中

UHY東京監査法人

指 定 社 員 公認会計士 谷 田 修 一 印
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 鹿 目 達 也 印
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているシンワアートオークション株式会社の平成26年6月1日から平成27年5月31日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シンワアートオークション株式会社の平成27年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は、当社が財務諸表に添付する形で、別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。